

平成 27 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 録

第12回定例会 12月 8 日 開 会  
12月14日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

平成 27 年 12 月 9 日（水曜日）

第 12 回南三陸町議会定例会会議録

（第 2 日目）

---

平成27年12月9日（水曜日）

---

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤 仁 君
副	町 長	最知 明広 君

会 計 管 理 者	芳 賀 俊 幸 君
総 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀 浦 現 利 君
管 財 課 長	仲 村 孝 二 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	三 浦 浩 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農林行政担当)	佐久間 三津也 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁集・漁集事業担当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	阿 部 明 広 君
復 興 事 業 推 進 課 長	糟 谷 克 吉 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	小 原 田 満 男 君
上 下 水 道 事 業 所 長	及 川 明 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	及 川 庄 弥 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐々木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 勝 美 君
総 務 課 主 幹 兼 財 政 係 長	佐々木 一 之 君
教育委員会部局	
教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 修 一 君
生 涯 学 習 課 長	菅 原 義 明 君
監査委員会部局	
代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	佐 藤 孝 志 君
選挙管理委員会部局	

書記長 三浦清隆君  
農業委員会部局  
事務局長 佐久間三津也君

---

事務局職員出席者

事務局長 佐藤孝志  
主幹兼総務係長 佐藤辰重  
兼議事調査係長

---

議事日程 第2号

平成27年12月9日(水曜日) 午前10時00分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 一般質問
  - 第3 陳情12の1 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情書の提出について
  - 第4 陳情12の2 東日本大震災被災者の医療費一部負担金援助及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める陳情書
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。本日もよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事に入る前に、公立志津川病院事務長から議案第175号平成27年度南三陸町病院事業会計補正予算について発言したい旨の申し入れがありますので、これを許可します。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、議案第175号平成27年度南三陸町病院事業会計補正予算（第2号）の議案書訂正に係るおわびと修正のための詳細の説明をさせていただきます。

今回はまことに申しわけございませんでした。

それでは、細部を説明させていただきます。平成27年度補正予算書の53ページをお開き願いたいと思います。

今回、旧公立志津川病院の跡地につきまして、国土交通省から国道45号の用地として取得したいという旨の申し出がございまして、土地評価委員会に諮りまして適正と認められましたので、本12月の定例会におきまして52ページに記載のとおり収益的収入及び支出並びに資本的収入におきまして1億6,000万円程度の所要額を計上したところでございます。また、あわせまして一時借入金の限度額につきまして、当初6億円というふうなことで制定をさせていただきましたけれども、工事請負代金の支払いの関係から25億円に変更する必要性がありました。この項目が欠落をしておりました。事務処理過程におきます単純なミスでございます。まことに申しわけございませんでした。

南三陸病院の完成に伴う工事代金の支払いにつきましては、県の補助金、それから台湾赤十字組織からの寄附金を原資として支払う予定にしておりましたが、入金がおくれるなどの理由から一時借入金で対応するというふうになった経緯がございます。一時借入金の借り入れ期間につきましてはおおむね40日程度というふうなことを想定してございまして、それに係る借り入れ利息は7万円程度となっておございまして、既定の予算で対応させていただきたいというものでございます。

なお、補正予算の予算書につきましては一式差しかえというふうな形にさせていただきたいと思います。本日の昼食時に机の上に置いていただきますようお願いを申し上げます。以

上、議案訂正に至った経過とさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

○議長（星 喜美男君） なお、事件の訂正については南三陸町長から平成27年12月8日付で請求書の提出があり、これを許可しております。

議員の皆さんには昼食時に補正予算を机の上に置いていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において7番高橋兼次君、8番佐藤宣明君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告3番、佐藤宣明君。質問件名、1町内行政区の再編の考えは。2各種復旧復興事業の展開をどう検証・評価しているか。以上、2件について一問一答方式による佐藤宣明君の登壇、発言を許します。8番、佐藤宣明君。

〔8番 佐藤宣明君 登壇〕

○8番（佐藤宣明君） おはようございます。しばらくぶりの登壇でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行いたいというふうに思います。質問の相手は町長でございます。

質問事項は町内行政区の再編の考え方はどうなのかということでございます。震災により、我が町の東と高台に位置する以外の集落はほとんどが壊滅、流出してしまいました。同時に、これまで長い歴史の中で培われてきました地域コミュニティも残念ながら崩壊しております。被災住民は自立再建、防集造成団地への移転、災害公営住宅への入居などそれぞれの選択肢の中で再生の道を歩んでおるところでございます。平成28年度末までには全ての防集造成団地、災害公営住宅の完成が予定されております。したがって、行政区の再編が喫緊の課題ではなかろうかというふうに思うわけでございます。

その観点から3点ほどお伺いしたいというふうに思います。1点目は、行政区の再編に当たっての基本的な考え方、それからその決定までのプロセスはどうか。それから2番目に

防集団地への移転者と災害公営住宅への入居者の区別はどうするのか。3点目に被災を免れた既存集落、住宅といってもいいんでしょうが、があるわけですが、それと防集団地を結ぶいわゆるコミュニティ道路、生活道路、そういうものが必要なのではなからうかと思いますが、どう思うか。以上、3点についてお伺いします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

まず、行政区の基本的な位置づけについてご説明を申し上げさせていただきたいと思いますが、行政区長及び行政区の設置の根拠につきましては南三陸町行政区長及び行政区の設置に関する規則であります。町ではこの規則に基づいて各地域、あるいは集落における住民自治組織の代表者を非常勤特別職であります行政区長として任命し、主に町行政と町民の間の行政連絡を担っていただいているものでございます。この規則においては行政区を行政区長等を選出する単位となるべき各地域、あるいは集落における住民自治組織として位置づけております。また、その規模の目安については都市計画区域内においてはおおむね50世帯以上、その他の区域においてはおおむね35世帯以上の一段の住居地または集落というふうにしております。この世帯数の基準につきましては、基準を満たさないものは行政区として認定しないといった性質のものではございませんが、世帯数が多過ぎても少な過ぎても自治組織の活動として支障を来すことが懸念されることから、あくまでも一定の目安ということにさせていただいております。

このように行政区の位置づけについては各地域、あるいは集落を単位とする住民自治組織であり、その区割りについては各地域、あるいは集落における住民相互の合意形成を尊重して町が認定するという形を従前からとっているところでありまして、既存行政区の範囲の変更等については関係行政区の住民間の協議調整を経ていることを確認の上、可能な限り柔軟に対応してきたところでございます。

これらのことを踏まえて、議員のご質問の1点目、行政区の再編に当たっての基本的な考え方及び再編に至るプロセスについてお答えをさせていただきますが、東日本大震災の被災によりまして従前の集落単位の住民自治組織である行政区については、市街地を初めとする低地部においてその存立基盤を失ったものも少なくないことはご指摘のとおりでございます。このうち、地域内の被災世帯に係る生活再建の場を地域内の高台等に確保できる場合においては従前の行政区の枠組みの中でそのまま問題なく移行できるものと考えており、特段の再



編を要しないものと考えております。大きな意味での再編を要するのは、防集団地、災害公営住宅の建設に伴い既存の行政区とは独立した新たな集落が形成されることとなる地区、あるいは新しい防集団地、災害公営住宅を周辺の住民自治組織に組み入れることが困難な地区であろうと考えております。こうした地区については町として新たな行政区の設置を検討していくこととなりますが、先ほども述べましたとおり、行政区は各地域、あるいは集落を単位とする住民自治組織という位置づけであり、その存立の基盤は地縁に加え住民間の合意形成にあるものと認識をいたしておりますので、町といたしましては移転後の早い段階において円滑に住民自治組織が発足できるような準備、具体的には移転前の時点において入居予定者に対して住民自治組織の発足準備についての働きかけを行うなど、住民間の合意形成を促進していく必要があるものと認識をいたしてございます。

次にご質問の2点目、防集団地への移転者と災害公営住宅への入居者の区割りにについてお答えをいたします。新たに造成する1団地の中に防集団地と災害公営住宅が設置する場合において、その1団地内に複数の行政区を設置する場合の行政区の区割りをどう考えるのかという趣旨のご質問であるというふうに認識の上でお答えをさせていただきますが、この場合の基本的な考えといたしましては災害公営住宅と防集団地の間で線を引いて区分をするということではなく、道路等の地理的な条件を踏まえつつ、できるだけ災害公営住宅と防集団地の両方を一体的に含む形で行政区割とすることが望ましいというふうに考えております。

志津川東地区や中央地区のように新たに形成される大規模な一団の宅地内に災害公営住宅と防集団地が混在し、その全体を1つの行政区とするには世帯数が大規模になり過ぎる場合においては、道路等の地理的条件や区域ごとの入居予定世帯数を踏まえ、町として新たな行政区の地区割の案を作成をしております。この案はまちづくり協議会から提出のあった行政区の見直しに係る提言書の内容を踏まえたものであり、また近隣の行政区長とも協議をしているところであります。

3点目のご質問、被災を免れた既存集落と防集団地を結ぶ道路整備が必要と思うがということについてお答えをさせていただきますが、防集団地につきましては以前住んでいた集落近くの団地を希望されている方も多いことから、従前の地域コミュニティの持続を目的に集落ごとに場所を選定し造成を進めてまいりました。志津川市街地についても大きく3団地に分散する形で造成を進めており、これらの地区を結ぶ連絡道路として町道志津川環状線を整備中でございます。この路線は津波復興拠点となる東地区から中央地区を経由し、西地区へ接続する路線であり、旧市街地の住民の方々のコミュニティ道路としての位置づけとなっております。

ります。今後の地域コミュニティの形成を図る上からも既存の集落と防集団地を結ぶ道路整備は必要であると認識をいたしておりますが、新たな接続道路については1団地に1路線の整備という国の方針もあり防災集団移転事業での整備は難しく、当町のみならず被災市町村共通の課題となっております。新たな道路整備に当たっては地形的な制約に加え財源の確保など解決しなければならない課題も多くあることから、整備手法を含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 大体概要はわかったんですが、現在の行政区運営は町長申し上げますように被災のなかった行政区は別としまして町内外のそれぞれの仮設住宅の単独での自治会運営、あるいは仮設住宅と被災を免れた既存住宅との混成した行政区運営がなされておるといふふうな実態でございます。そういう中で、先ほども申し上げましたが、28年度末にはそれぞれ防集造成団地、あるいは災害公営住宅、いわゆるついの住みかの場所が完成するといふふうな予定になっております。そこで、今住民は非常にどのようになっていくのか関心を寄せているところであろうといふふうに思っております。それで、先ほどの町長の答弁では検討着手しているような話ですが、その辺はどうなのでしょう。町内的にその辺の着手ぐあいはどうですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今佐藤議員からお話のように、平成28年度末で一定程度終了するといふことございまして、その考え方につきましても先ほど答弁で申し上げましたが、まち協の皆さん方がいろいろこの行政区の再編の問題等について我々のほうに提言をいただいておりますので、その辺をベースとしてさまざまな考え方といふことで取り組んでございまして、詳細につきましては担当課長のほうから答弁をさせていただきたいといふふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 特に被災の大きかった志津川市街地について、今基盤整備を行っている最中でございますけれども、ちょうど昨年今の時分だったと思うんですけれども、行政区長会議がありまして、その会議の終了後当該区長さん方にお残りいただいて今後の町、志津川地区の土地利用の計画のイメージ図も示しながら大きく区割り的にはこのような形になっていくんだろうといふので、本当の大きくくりでございますけれども例えば志津川の西の西の地区のエリア、または東の東、この近辺も恐らく最終的には3つから5つぐらいの区割

りになっていくんだらうということをおもいますけれども、そういった時間的経過に伴って大きく人の動きも出てくるということで、とりあえず町でしっかりした形で示すというよりは最終的にはこのようなくりになる可能性が大きいですよということでお意見聴取をした経緯がございます。

その際、余り大きな反論もなかったようでございますし、これから大きくは29年度、30年度にかけて最終的な人口の移動が図られるとおもいますけれども、その前段、住民移動が始まる時分にそれぞれの当該地区の皆さんとしっかりした形で協議を加えながら、行政区名も含めて決定していくことになろうかなというふうにおもっております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） まさにそのとおり、言葉が当てはまるかどうかわかりませんがガラ・ガラ・ポンというふうな状態はわかるんでございますが、今も町長も総務課長も言っているように一定のコミュニティ、そういうものを保持させながら展開をさせる、編成の。そういうものが必要と思うのでございます。それで、まちづくり協議会からの提言があった、それをベースにという形でございますが、ベースにはいいんですが、最終決定に至るまでのプロセスというかどうかという方向でそれを、行政で一定の範囲というか区割りを決めてそれを提案して了承をもらうとかそういう方法なんだろうが、その辺、どうですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 町長が冒頭でご説明は申し上げましたけれども、災害公営住宅、または宅地等の建設が始まって住民がそこに、ついでに住みかとして生活を始めることになろうかと思うんですけれども、絶対数がそこに定着する前に、例えば災害公営住宅であれば入居が始まる前に住民の皆さんと当然意見交換をする場が設けることが必要になるというふうにお考えでございます。その段階に、町としては一定の考え方を示したいと思いますが、これを押しつけるのではなく、恐らく1回、2回では済まないと思うんですけれども、二、三回のしっかりした議論も踏まえまして行政区としてのコミュニティとして設置するかどうかも含めてしっかり議論を含めた上で決定していきたいというふうにおもっております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 問題は小さく残っている既存集落、そういう分はございますね。例えば中瀬町、田尻畑、あるいは戸倉の地区では高台にそれぞれ自立再建したお宅がぼつらぼつらと、ぼつらって表現どうかと思いますがそういう状態になっていますね。そういうものをどういうふうにお線引きというか取りまとめていくのか。その辺が一つの問題なんだろうとお

っしゃるように、当然行政が一方的にこうしますからこうしなさいというわけにはまいらないでしょうから、一つの案を出して住民の合意形成というか区長さん方を中心にそういう形をおとりになるんでしょうが、その辺、どういうふうにお考えになります。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 志津川地区の被災市街地であれば大きく恐らく区割りができますので問題はないと思うんですけども、今まさに佐藤議員のご指摘の飛び地のような状況で残された場所、その部分の方々をどうするかというのはこれは大きな問題でございまして、基本的には既存の地縁、あとは従前のコミュニティの形成がどうだったのかということも相当加味しながらお願いしなければならないというふうには考えてございます。その段階で残されたエリアにはきっと新しいコミュニティができていると思いますので、そのコミュニティ組織の行政区長さんになるかその団体の長となるかわかりませんが、その方々と当事者も踏まえてしっかりした意見交換をしながらなるべく両方総意のもとにとり込めるような状況で合意形成が図られれば同じようなコミュニティ組織の中に入れてもらうといった形が一番好ましいのではないかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 大体わかりましたけれども、冒頭に申し上げましたのは住民はどういうふうになるかというふうに非常に関心、不安を持ちながら関心を持っているわけでございますね。したがって、時期的にそろそろ頭出しというか住民に対して情報開示というか、そういうものをしていく必要もある段階ではなかろうかという思いで今質問しております。ひとつ、その辺よろしくどうぞお願いします。

最終的にはいつごろまでという、28年度末には全部が土俵に上がるというか住宅を建てられない方もまだいるんでしょうけれども、そのころまでには決定なさるおつもりでございませうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今佐藤議員からお話のように、比較的大規模な団地については余り行政区長さんの負担にならないような、適正規模で行政区設置できるというふうに思いますが、まさしく小規模で点在して残った場所の行政区をどうするのかということについては、課題も当然出てくるだろうというふうに認識をしておりますので、そこは残った方々といえますか点在して残った方々の意向も十二分に配慮しなければならないというふうに思っております。

それからもう一つ、いつの時期なんだということですが、タイミング的には来年度にはその辺はお示しをしていかざるを得ないだろうというふうに思います。そこにお入りになる方々の気持ちをどう持っていただくかということも非常に大事なことでございますので、そこはタイミングを見ながらその辺の時期については地域の皆様方、あるいはお入りになる方々にお示しをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） それでは、2つ目の質問に入ります。防集団地への移転再建者と災害公営住宅入居者の、先ほど町長の冒頭の話にもございましたが、その区割りをどうするか。災害公営住宅につきましては本年度完成予定の伊里前2棟、戸倉が3棟、それから28年度完成予定の志津川東に東地区に2棟、西地区に8棟、それから志津川中央には4棟、志津川西地区東に2棟、西に1棟とそういう立地になるようでございます。そこで先ほど来話が出ておりますが、その区別をどうするのかという質問でございます。まずもって、既に完成入居為さっております入谷、それから名足、柘沢、その実態というのはどういうふうに現在なっているんでしょう。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 入谷につきましては入谷復興住宅が完成して入居する段階において、当該エリアは入谷の2区の行政区でございましたので行政区長さん方と意見交換を行いました。その際、入谷2区に全て包含していただくのか、それとも独立した形で運営したほうがよろしいのかといろいろ喧々諤々議論あったようでございますけれども、最終的には入谷の復興住宅は新たなコミュニティ組織、行政区として位置づけるということで板林という名称で行政区として設置させていただきました。そのほかの地区につきましては当該コミュニティ、既存のコミュニティに包含する形で現在は運営をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） それで、繰り返し町長言っているわけですが、造成団地の移転者と公営住宅入居者の区分を地区ごとにするのか防集団地ごとにするのか。防集団地の中でも災害公営住宅は災害公営住宅側の自治組織にする、造成団地は造成団地の自治区域にする。そういう考え方ですね。特に、大団地となる東、中央、さらには西という部分についてはどうなのか。その辺、どうでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ここは多分難しいと思うのは、最初は一体の形の中でお話をさせていた

だくということになるかと思いますが、例えば東の西、大変災害公営住宅も戸数が多いので、その辺の取り扱いの仕方、防集とどうするのかということについても、ここは少し検討する必要があるんだろうというふうに思います。基本的には線引きはしないとは言っているものの、先ほど答弁でお話ししましたように、区長さん方の労務といいますかその辺の仕事をやりやすいような形の中で配慮するというのも我々のひとつの責務だろうというふうに思っておりますので、その辺はもう少し詰めていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 行政区長さん方と言いますが、いずれ災害公営住宅は特にでしようが、先ほど申し上げましたガラ・ガラ・ポンでいろいろな前のいたところから転居してくると思うんです。したがって、私思うんですが、西であれば8棟あるわけですから、例えば何世帯が入居するのかわかりませんが2区分にするとか、造成団地は別にとにかくそういう地域コミュニティをとりやすいような、余り大きくくりではなくある程度小刻みに検討するのも必要ではなかろうかと思うわけですが、その辺、どうでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分考え方としては今佐藤議員がおっしゃったような形になるかというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 以前災害公営住宅に入居希望の方にグループ入居というものを推奨したとか希望を募った経緯がありますけれども、その辺、どうなっていますか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 災害公営住宅の入居の仮申し込みの段階でございますけれども、昔からご近所であったり友人であったりということでグループに二、三世帯で仮申し込みをしている方も今の段階では、仮申し込みの段階ではございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 仮申し込みはわかるんですが、どれぐらいあったのか。実態がグループでコミュニティ、今仮設に入っているわけですね。それでグループとか近所づきあいの中で一緒に近くに入りましょうという方々も私の仮設にもそういう方がいたものですから、一体実体としてどれぐらい希望があったのかということを知っているんです。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 今ちょっと数値は持ち合わせてはございませんので、後ほ

ど回答させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） それで、行政区の設置区割りはいいいんでしょうが、肝心の集会施設ですよ。恐らく1団地に1つの集会施設も今の計画なんだろうとそういうふうに区割りを、例えば災害公営住宅とも分ける。分割した場合にその集会施設は1つでもちろんどうなんですか。その辺の調整というのはどのように考えています。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まさに各行政区での寄り合いの場所がなければなかなかコミュニティ形成は難しいというのは議員ご指摘のとおりだというふうに思います。特に志津川地区におきましてはおおむね集会所をこのポジショニングに設置しようという案は持っております。当然、そのエリアを中心にした形でのコミュニティ形成が一番望ましいということもありますので、こちらから一定の案を示す際には集会所の建設予定地も含めた形で、当然説明会に臨んでいかなければならないというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） この件につきましても今の段階でどうのこうの言ってもアレですから、いずれ現在もくらし懇談会というんですか、そういうものも開催しながらコミュニティの保持というか継続というか、そういう観点で行政として努力しておるようでございますが、いずれにしても町長おっしゃるようにコミュニティ、ガラ・ガラ・ポンで新たにつくりなさいというのもいいんでしょうが、一定のこれまで冒頭に申し上げましたが強いきずなでコミュニティをつくっていった我が町でございますので、その辺を少し意識したような行政区の再編であってほしいなという思いでおります。

次、3件目に移ります。被災を免れた既存集落と防集団地を結ぶ道路整備が必要と思うがどうかということでございます。さきに我々議会として議会と住民の懇談会を開催いたしました。その際にも結構防集団地への連絡道路というか、非常にニーズが多うございました。町長が冒頭に申し上げました団地1方向1本の道路というふうな基本的な形の中で、防集団地造成事業が進められております。したがって、幅員が何メートルあるのかわかりませんが、その道路によっては有事の場合、今後高台に行っていますので大水が出たとか地震とかいろいろなことが想定されます。そういう場合の避難道も兼ねたような一定の、小さなところはいいんでしょうが大きなところ、特に私が申し上げたいのは西団地です。西団地の団地ができました。挟んで向かい側は旭が丘。向こう側には西の西団地があります。下のほうには既

存の中瀬町の集落十五、六世帯、それがあるといふこととございませう。そういう環境の中で、例えば既存集落の中瀬町、中瀬町行政区となるのかどうかわかりませうけれども、もしそうなった場合には集会施設、団地の中に恐らく設置されませうよね。そうすると会議・寄合だといふ形の中で団地のほうに來なければならぬわけだ。そうすると田尻畑線、大雄寺のそちら側だ。回っていくか、あるいは廻館前線、道路、あれで旭が丘のほうに向かっていく。いずれかの形しかございませう。さらには現在下のほうで基盤整備、おかげさまで大幅にやっております。在郷の二の轍を踏まないように黒い土を入れて一生懸命やっておりますとございませうけれども、そこに生活通うには生活道路にもなるわけだ。そういうつながる道路が絶対必要になるんだらうといふふうにするんですが、その辺、どうでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大変難しい問題です。基本的に当町だけが抱えている課題ではなく、被災した自治体でもこういう問題が実は起きてございまして、いろいろ要望活動においても今ご指摘のようなお話については国のほうにもお話ししてございませうが、なかなかその辺については首を簡単に縦に振るといふことがなかなかないといふ現実がございまして、ある意味我々としても苦慮している問題点とございませう。かといつて、その財源の手当てがあるのかといふことになると、これもまた難しいといふことですので、その辺の整備手法、どうすべきかといふことについてそれぞれ各団地、今たまたま今西団地のお話をいただきましたけれども、西団地だけではなくそういう課題を抱えている場所もございませうので、そこをどう包括的にその辺を処理しなければならぬのかといふことについては、我々もちょっと考えてはかなければならぬ問題だといふ認識とございませうが、残念ながら今このご質問の中でこういうふうにするといふ形の中での答弁ができませんといふことについてはひとつご容赦をいただきたいといふふうにするしております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 交付金事業の中では認められないといふこととございませう。それで、私中瀬町なものですからこだわらるんですが、さっき言った連絡道、以前いただきましたパース図、これにはちょっと道路が出ているんです、これ。見えているんです。そういう計画が当時はあったといふふうにするしておりますが、その辺、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） パースのことは担当から答弁させませう。

実は西団地で私一つこちらのほうを優先しなければならぬと思つてゐるのは、旭が丘か



ら田尻畑、大雄寺のほうに抜ける道路、今工事車両がいっぱい通ってございまして、何カ所か待避所という形の中で整備をしておりますが、あの道路をちゃんとしないと後々、多分地域に住んでいる方々にとっては非常に不便を来すんだろうというふうに思っております、今直接の道路のお話でございますが、今そういう場所もそうですがそうではなく本当にこれから生活道路として利用していく場所、ここをどう整備するのかということは担当課に私、指示をしております。その辺、含めてあとは今のパースの問題については担当課長から答弁させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 議員お持ちのパースでございますが、西団地の東地区のパースをお持ちということと理解しております。今現在、整備予定としまして志津川高校の西側というんですか、このところには緑地を整備する予定でございまして、その緑地の中に園路という形で整備する予定でございます。その園路が道路の形で見えているものというふうに理解しております。その園路については4メートル程度の整備というふうになるかとは思いますが、常時車が通るような整備ではございませんで、園路ですので徒歩での通行を想定しております。ですので、緊急時の避難というふうな観点から申しますと、低地部から西団地の東地区に上がってくるということを考えれば、徒歩での避難ということが考えられますので、整備の手法的には緑地の中の園路ということで徒歩想定を考慮しておりますので、それで非常時については避難ができるのかなというふうにも考えてございます。いずれにしろ、園路での整備を考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 園路という形で考えておる、幅員は4メートル。そうすると、車は通行できないということなんですか。有事の場合に、あそこは勾配が相当あるわけなんです。相当あって大変難しいんでしょうけれども、有事の場合に今の時代に車が通れない道路では何の機能もなさないというふうに私思いますが、その辺、どうでしょう。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） その園路につながる町道、志津川高校の西側のところには今避難所もあるということを確認しております。そこにつながる町道も大分勾配がきついものでございます。道路の形状としましてある程度勾配、緩いような形をつくらなければならないものですから、現在の形で、勾配きつい形での車を通行させるというのもなかなか危険なものですから、その辺に関しては庁内の中でどうするかというのは考えなければな

らないかなというふうには思っていますが、防集の事業で何かできるのかというふうに考えれば、今のところ1団地につき1方向の出入り口というふうな国の方針もございまして、この西団地の東地区についてはその道路が旭が丘の団地の方向に1カ所、それと徒歩での避難を想定して、また緑地の中の園路という形で整備するということでございます。ただし、園路で車どめ等を設置する予定でございまして、非常時、徒歩だけではなく車での避難も考えられることから園路を仕切る車どめ、非常時の避難路というふうに指定すればそこを車どめがあって車がのぼれない、非常時なののにのぼれないとよということも考えられますので、その辺の車どめの仕掛け等はちょっと考えていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） その園路というのは交付金事業の中でやるわけですか、この事業は。そうなんですか。それは認められるわけですね。ただし、道路法に基づく道路というかそういうものは1方向1本だけですよというふうな形なんですね。

せっかくつくっても散歩道でも何でもないので、生活道路、コミュニティ道路となるわけですからその機能、そういうものを十二分に配慮した途中には勾配が急ですから車がすれ違ったりか交差できるような場所を設けるとか、勾配も急ですから大変なんでしょうけれども、そういう機能的な道路をつくってもらわないと全く無意味な、ただ道路をつくりましたというふうな形では困りますので、その辺は十二分に検討してやっていただきたい。町長、どうなんですか。そういう部分の財源、そういう事業の効果促進事業でもないんでしょうから今後そういうもの、例えば事業をやるといった場合にはどういう形になるんですかね。補助事業のメニューというものはあるんですか、そういうものは。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 制度上のメニューについては担当から答弁させます。

実は今たまたま佐藤議員おっしゃっているのは西団地のお話をしてございますが、基本的に防集の事業をスタートするときに各団地で1本の路線だけではどうにもならないということ各団地、各それぞれからずっと言われてまいりました。これを何とかしなければならぬということで、復興庁含めていろいろお願いをする経緯があるんですが、残念ながら認められないということになりまして、では町単でやるのかということになりますとある意味28団地つくってございますので、そこに全て町単でやるということについては大変これは財源的には無理だということもございまして、そこは大変残念ながら厳しいなという思いは持ちながらこれまで歩んできました。そういったメニューがあるにしても、一体それでは今まで

各団地から要望あったところのようにそれを整理整頓しなければならないのかということも含めて我々としては考えていかなければならないというふうに思っています。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 道路事業ということで考えますと社総交、国交省の交付金が考えられるわけでございます。いろいろと採択要件もございますので、多分1団地1団地それぞれ精査させていただきまして、該当するかどうかの検討が必要かと思っております。現在、そういう意味では2団地につきまして町道にタッチをしておりますけれども、町道そのものが3メートル前後しかないという団地が2団地ございます。そこについてはその町道の整備を今測量設計中でございますけれども、採択をいただいて実施をするという予定になっております。ただ、今回のような場合、2本目ということとそれから利用者が限定をされるという部分はその交付金になじむかどうか、それは先ほど申したとおりそれぞれ団地ごとに検討させていただければというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 大変なのは非常によくわかります。ただ、町長がおっしゃるように創造的復興をなし遂げるわけですから、その辺も考慮した総合的な観点でそういうものを今後財源の問題もあるでしょうが、厳しいと思いますがよろしくお願ひしたいというふうに思います。

被災住民は期待と不安の中で、先ほども申し上げましたが、非常に関心を持っている部分でございます。くどいようですが、復興の基本理念でございます創造的復興を目指しなし遂げるためにも早目のひとつの方向性、あるいはそういう、こういうふうにしていきますよという形を住民に住民発信をしていっていただきたいというふうに思います。

以上で第1問目、終わります。

次、第2件目でございますが、質問の相手は町長、質問事項は各種復旧復興事業の展開をどのように検証評価しているのかお伺ひしたいということでございます。平成23年度から5年間をスパンとした政府の集中復興期間が本年度で終了するというところでございます。我が町では10年間の震災復興計画を基本に、政府の5省40事業にわたる交付金事業の支援を受けながら各種復旧復興事業をこれまで展開してきております。一つの節目というか段階としてどのように検証評価しているのか伺ひたいということでございます。

1点目は、各種復旧復興事業、進捗状況とありますが何もパーセンテージまでは要求していません。どのような状況なのか、どのように町長として検証評価しているのかを伺ひたい。

それから今後の交付金事業の展開、何か32年度まで延長されるという話でございますが、その展開とその復興、今後の復興にかかわる財源の見通しはどうか。それから最後にそういうふうやっていって現段階で頭の痛い大きな問題とか課題というものはどういうものがあるのか。多々あるんでしょうけれども、特に頭の痛いとか大きな問題はどのようなものがあるか。以上、3点についてお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、各種復旧復興事業の展開の検証評価ということについてのご質問にお答えをさせていただきますが、本町では復興交付金による5省40事業のうち20事業を実施しております。全体では約1,300億円の事業計画であります。防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業など全体の約7割は住まいの復興のための事業となっております。

まず1点目の各種復旧復興事業の進捗状況をどう検証評価しているかというご質問でございますが、高台における復興事業は震災復興計画の策定時点よりも完成時期を前倒しして工事を進めております。平成28年度末には町内全ての防集団地と災害公営住宅が完成をするという見込みであります。本町の震災復興計画では1番目に安心して暮らし続けられるまちづくりを目標に掲げておまして、住まいの復興のための事業をおおむね順調に進めてくることができたものと考えてございます。その一方、低地部における復興事業については地元住民の合意、それから関係機関との調整に時間を要していることなどから被災市街地土地地区画整理事業や漁港関連事業など低地部の事業におくれが見られます。これらの事業についてはさらなるおくれが生じることのないように、今後努力をしていきたいというふうに思っております。

次に2点目の今後の交付金事業の展開と復興財源の見通しについてのご質問でございますが、高台における復興事業が順次完了してまいりますので、今後の復興交付金事業は住宅再建に係る借入金の利子補給、災害公営住宅の家賃低減などに中心が移っていくというふうに思っております。ご承知のとおり、平成28年度以降の復興事業のあり方について、本年度当初から国県市町村で議論を重ねました。復興事業に一部地方負担が生じるということにはなりましたが、ことし6月末に平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧復興事業の規模と財源ということについて閣議決定をされました。平成32年度までの間に必要な復興事業の財源を国が確保するということが明記をされました。今後は復興庁など関係機関に対し本町が復興をなし遂げるまでの間、復興のための財源を確保できるように要望を今後とも継続してまいりたいというふうに思います。

次に3点目の残された課題、問題点は何かというご質問でございますが、課題は先ほど佐藤議員がおっしゃったようにたくさんございます。しかしながら、その中で主なものを申し上げさせていただきますが、1つ目は人口減少であります。人口が減少し、少子高齢化が進むことで自立した地域の経営が困難になることに加え、町にとっては地方交付税等の歳入が減少するという、そういう問題もございます。2つ目は仮設住宅の集約であります。平成27年3月に仮設住宅集約の方針を打ち出しましたが、今後は仮設住宅団地ごとの具体的な集約化計画を作成をしております。3つ目は防集団地や災害公営住宅へのスムーズな入居であります。先ほどの仮設住宅の集約にも関連しますが、特に町外の仮設住宅にお住いの方が一日でも早く町内に戻って生活できるように支援をしていかなければならないというふうに思っております。4つ目は復興事業で整備する志津川市街地や伊里前地区の低地部におけるにぎわいの創出であります。現在は南三陸さんさん商店街や伊里前復興商店街を中心に商業の復旧復興に取り組んでおりますが、今後仮設商店街から本設への移行や中心市街地におけるにぎわいの創出、地域経済の拠点整備などさまざまな問題課題に対応していく必要があります。これらの課題を確実に解決できるように各種施策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 発災から4年9カ月ならんとしておるところでございます。私的にはよくここまで来たなという感じを持っております、正直言いまして。しかし、被災住民はまだかまだかという思いの中で厳しい見方をしているのも事実でございます。そういう中で伺いますが、災害復旧と復興事業と両面があるわけでございますが、町長はさっきちょっと触れていたようですが、災害復旧としての事業の進捗はどのような状況なのか。そしてこれはいつまで継続されて、いつまでも継続されるものかどうなのか。その辺、どうです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） どこまで継続かということについては、残念ながら国としてその辺は明示をされていないということでもあります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 町で発行しております見える化事業で発行したパンフレット、ございますね。これには9月版ということでその段階でのいろいろな復旧復興状況が書かれております。公共施設、学校とか保育施設はいいんでしょうけれども、まずもって漁港ですが、着手率93%、完成率37%ということで、これは事故繰り越しで今年度限りだと思っております、大

丈夫なんですか、これは。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 災害復旧につきましてはここに書いてありますとおりに発注をいたしております。それで、3年間の最後となっております今年度末で工事を完成する予定であります。ただし、防潮堤の工事でありますとかそういう、あるいは道路の工事でありますとか、ほかの事業に係る部分でできないものについてはその分を除いた形で精算をする予定であります。そのときにはまたお世話になるかと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） そうすると、漁港につきましては道路とか関連事業にかかわる部分を除いては漁港機能としては、災害復旧としては完了するという見方でよろしいんですか。

それで、例えば農業施設、農業基盤ですが、これの災害復旧というものはどこまで、どの段階でどこまで継続されるのか、その辺。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 農業のほうの、特に農地復旧のほうでございますけれども、復旧自体は完了という形になってございます。しかしながら、圃場整備のほうでもそうですけれども、石が混じっているとかあるいは一部排水の問題の箇所もございまして、それにつきましては9月だったと記憶しておりますけれども、県と連名で工事が完了しましたということでの通知を差し上げているところでございます。それを受けて所有者の方からさらにふぐあいがある場合には申し出てくださいということで通知しております、その方々につきましては今後補完工事を進めていくという状況になってございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 農業施設については一応完了、着手済みで完了、これ以上の展開はない。今後は基盤整備と復興にかかわる部分だということでございますね。わかりました。

被災自治体、他の岩手県などもそうなんだろうが、復興事業の大幅なおくれやあるいは検証結果に基づいて計画の見直し等、そういうものがマスコミ報道されておりますが、当町におきましてはそういう大きな今後の動きというものが有り得るのでしょうか。どうでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろ工事の遅れといろいろご指摘の部分の各自治体ございますが、現時点としてうちの町として大幅におくれるとかというふうな事例は今のところはないとい

うことです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 特に重要なのは町長常々おっしゃっております住まいの再建、生活の再建、これが第一でございます。したがって、それにつながる防集団地の造成事業、災害公営住宅整備事業、これが28年度には全て完了予定であるということでございます。一部話を聞きますと、入居の説明とかいろいろな形で予定者が集められるわけですが、少しおくれますとか何とかとそういう話はちょっと聞くんですね。そういう話を耳にしますと果たして、例えば通ってくる時、中央地区の今の状態を見ますと果たしてこれは間に合うのだろうかというふうに、住民の目から見ればそう見るわけですよ。その辺、どうですか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） それでは、中央地区の整備についてお答えさせていただきます。

中央地区につきましては、平成28年3月から一部引き渡しをいたしまして、平成28年12月まででお引き渡し、造成を完了して順次お引き渡しをするという予定になってございます。

○議長（星 喜美男君） ここで、暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤宣明君の一般質問を続行いたします。

先ほどの答弁の保留がありましたので、復興事業推進課長より答弁をいたさせます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 先ほど災害公営住宅のグループ入居の申し込みの質問について回答させていただきます。仮申し込みの段階でございますけれども、志津川東団地におきまして5組10世帯、それから志津川中央で4組8世帯、西団地で1組2世帯、合わせて10組20世帯の仮申し込みということになってございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 何かなれないもので、どこまでやったか私も忘れてしまったような感じがするわけでございますが、防集の造成事業をやっておるわけですが、その説明経緯

と経緯の中で何年何月ごろまでにと話があるようでございますけれども、最終的にはおくれてしまう。具体的に申し上げますと、西の西、西の東という部分が来年の1年おくれるとかそういう話を聞くんですが、その辺、いかがですかね。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） まず、西の西でございます。西の西については27年11月に全て完成してお引き渡しする予定でございましたが、ちょっと大分硬い岩が出てきてしましまして、なかなか削れなかったということがございました。全てで22世帯あるんですが、22世帯のうち5世帯は27年11月にお引き渡しをできる。残りについては1カ月延ばささせていただきまして、12月末には完成をさせましてお引き渡しをするという予定になってございます。

西の東につきましては、18世帯分が平成27年11月お引き渡し予定でございまして、これについては完成を見ましてお引き渡しをできると。残った30区画でございまして、こちらについては28年12月、こちらは当初予定していたとおり28年12月に完成してお引き渡しをできるように整備を進めているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 住民もある程度理解して、大変な事業である。おくれるのは仕方ないと、おおむねそういう理解をしておるんですが、工事の進行過程でこれこれまでに大丈夫ですよという話をしているわけですよ。それで、客観的に工事の進捗ぐあいを見てもどうもその時期までは難しいのではないかという話で照会するんだそうです。そうすると大丈夫ですからと、特にURの事業ですが大丈夫ですと。そしてぎりぎりになって1カ月おくれます、2カ月おくれますとそういう展開が出てくるということでございます。そういうことをちょっと耳にしておりますので、住民は今申し上げたようにある程度大変な事業だということは理解しているわけです、総合的には。ただ、期待して待っておるわけですから、そのギャップとかそういう予定でいたものがおくれるというところがっかりとかそういう考え、ですから、大事なはおくれるならばおくれると、ちょっとこういう見込みですという情報を早く住民に出すべきだ。だめなのではないですかと言っても大丈夫ですから、大丈夫ですから、やっぱりできませんでした。これでは困るんですよ。住民は待っているわけですから、その辺の展開をきちんとつかんで住民にそういう情報を出していくという部分が大切なんだろうというふうに思います。たかが1カ月ということなんですが、そういうことではなく、住民は本当に期待と不安の中で早く進んでほしい、早く入りたいとそういう思いでいる



わけですから、そういう情報開示には十二分に意を用いていただきたいというふうに思います。

それから水産の復興というか、それは順調のようでございます。問題は被災農地の復興でございます。これは篤と5番議員がやっておりますので省きますが、なお現場の状況を精査の上十二分に、特に県との協議を待ち構えているだけではだめですから突っ込んでいって、県のほうにこうだと強く申し上げるぐらいの姿勢が必要なんだろうというふうに思っております。よろしくをお願いします。

それから町長のこれまでの施政方針の中で町道路線の復興について、道路網の整備をしていくというたいが、これも何か出ておりますが、現在の状況はどうなっておるか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 被災しました道路につきましては、順次復旧を進めているところでございます。今残っておりますのが主に2級河川にかかるバック堤の影響を受ける橋梁、それから防潮堤の背後にある町道、これらが今残っているという状況でございます。本年度後半からバック堤のほうも計画がまとまって協議が整っておりますので、これから橋梁の発注をかけていくという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 私申し上げるのは全体の道路網です。創造的復興をなすために10年間の復興計画、災害復旧ではなくどういうふうな道路網を将来の町のためにはどういう網にしたらいのかという基本的な考え方がどの辺まで進んでおるのかということです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 失礼しました。今考えられますのは、考え方としては2つほどございます。1つが当町の最大の課題は人口減少ということだとは思いますが、当然生産人口が減るとことは町内の経済が滞るということになりますので、生産人口が減っても生産額と言いますか金額が落ちないように生産効率を上げるための施設の整備ということが道路に限らず他の施設でも言えるかなというふうに考えておりました。第1点がそういうことでございます。

それから第2点といたしまして、安心安全というのが大前提でございますので、先ほどの質問にございましたとおり、高台移転にしてもそこに行く道路が1本しかないということで果たしてそれがどうなのかということだと思ってございます。ちょっと言葉で言うのはなかなか難しいので描かせていただきます。4つの団地がある、そこに道路が1本ずつあるという

ことで、そうすると後で図は回しますけれども、こうしますとA地点からそれぞれA、B、C、Dに行くのには1路線しかない、1つのルートしかないということになります。それで、見えにくいかとは思いますが、それぞれ直接結ぶような道路をもしつければ、こういう形でつくれば……。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 建設課長、そういうことを私、全体の道路網をどういうふうな考えで持っていくのか。以前ありましたよね、道路網というものが。だから、被害を受けて要らなくなる道路も、廃止する道路もあるんでしょうし、新設しなければならない道路もあるんだろうし、その辺の基本的な考え方はどうなんですかということでございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 当然今回の特に市街地につきましては区画整理ということで全て道路つくり直しますので、そういうところは当然廃止ということになります。それからその周辺地域でも幅員が狭くて、実質通行が不能となっている道路もございますので、それは廃止。そして、ただその以外に農道・林道等で十分生活機能を持っている部分がございますので、それは逆に町道に認定をして生活道路で整備をしていく。それらを通じますと1つの地域に対して1路線ではなく、複数路線で連絡ができるというような道路網というふうに考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 生活全般に、生産の全般にわたるわけですから、道路が重要だと思います。ひとつ早目にその辺を練って、計画を早目に出すという考え方で臨んでいただきたいというふうに思います。

それから次に2つ目ですが、今後の交付金事業の展開と復興財源の見通しはということでございます。復興交付金事業の計画期間が平成32年度まで5年間延長された。非常に我が町の復興計画期間とマッチングするというところで結構でございます。それで、政府の集中復興期間というのは5年となっております。これはあくまで今年度で終了するかどうか、その辺。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご指摘のとおりでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 5省40事業のうち、20事業着手しているんだという話ですが、現在は13次、交付金14次ですか。どこまで言っているんでしょう。13、了解しました。今後の交付金

事業として残されたもの、主なものはどういうものがございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 大体全体の事業費に必要なうち、85%がまずついておるということは説明を申し上げさせていただきました。残りの15につきましてはソフト事業が中心ということで、大きく分けると3つぐらいになります。防集が大体50億円ぐらい、それ以外は災害公営の家賃低減、あるいは利子補給、住宅建設に係る利子補給、そういったもろもろで100億円ぐらいということがございますので、これからハード事業ということで造成をしたり建物を建てたり道路をつくったりというような部分はほぼお金はついていてという状態でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 残るのはほとんどソフト事業で、ハードはほとんど担保されておるという形でいいんですね。

それから震災復興特別交付税、これはどうなんですかね。もちろん補助裏という意味合いなんでしょうから、当然交付金事業が継続されるわけですからこれも当然継続というかそういう配慮になると思うんですが、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 当面、平成32年度までは復興事業は継続ということでございますので、災害復旧事業5省40事業を中心とした復興交付金事業の補助裏の財源、それと自治体への派遣職員の人件費等々につきましては震災復興特別交付税は担保されているというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 何か総務課長に質問ではないんですが、本来は町長なんですが、申しわけございません。質問の性格上、どうしてもそういうふうになるものですから。

それから財政調整基金、現在61億円余りですか、26年度末で。そういう状況になっておるようですが、よく総務課長が話すには全部が真水ではないんだと。一部ひも付きがあるというふうなニュアンスで私聞いておるんですが、その辺、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 現計ですと約68億円ぐらいの基金残高でございますけれども、佐藤議員ご指摘のとおり、きちっとした形では推計はいたしてございませんけれども、純粋な一般財源という形ではございませんで、例えば復興交付金事業のただいま申し上げました補助

裏の部分の震災復興特別交付税を肩がわりして財源として入っている部分が多うございます。いずれ、復興事業が終了と同時に復興交付金の精算とあわせて震災復興特別交付税の精算の時期もやってまいりますので、徐々に目減りしていくことは否めない事実でございます。最近の地方紙によりますと、気仙沼市においても同等の財源規模で持っておりますけれども、相当額的には実際には減っていくだろうという見通しも立ててございますので、昨年度若干見通しを見たところによりますと、大体そのうちの40億円近くは恐らく震災復興特別交付税等の過剰な財源が一応積み立てられているというふうに見越してございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） そうすると、純粋な我が町の財調は28億円ぐらいというふうに見込んでよろしいんですね。はい、わかりました。

それから一番大事なんですが、平成28年度からの普通交付税、これの算定基礎となる人口の捉え方、これは以前からいろいろ話を聞いておりますが、今の状況で何か情報とかあるんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この間高木復興大臣、おいでになりまして町としての第一義的な要望ということについてお話しさせていただいたのはその問題でございます。各自治体もそういう状況に、被災自治体、そういう状況にあるので、この問題については十二分に認識をしておりますので、総務省のほうにこの辺についてはしっかりとお話をさせていただきたい。そういう認識を持っていただいているんですが、具体的にどうなるのということについては残念ながらまだ当方のほうにはそういった情報は入ってございません。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 一番重要なのは、町長、その辺だと思うんです。町長ひとりでは何ともなりませんので、総ぐるみで、被災自治体総ぐるみでその要望というか事に当たっていただきたいというふうに思います。

それから最後になりますが、残された課題ということでございまして、町長のお話では人口減少、それから仮設の集約、具体的にどうやるか。それから市街地のにぎわいの創出、そういうものがひとつの今後の展開の問題になるのではなかろうか。大体そのとおりでであろうというふうに思います。本当に相当頭の痛い部分があるんでしょうが、いずれ最後になりますが我が町の震災からの復興は限りなく継続されていくものと推測されます。特に財源の調整を含めまして非常に厳しい道のりであると思いますが、これまでの事業の展開を十二分に検

証しながら組織一丸となってそれぞれ英知を結集して事に当たっていただきたいというふうに思います。最後に町長の所見を伺って終わりにしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 4年と9カ月が間もなく経過をするということですが、これまでも職員、それから派遣でおいでいただいた職員の皆さん方と力をあわせてここまで歩んできました。まだまだ、先ほど申しましたようにさまざまな課題、山積をしていますが、いずれにしましても職員皆さんと力をあわせながらこれからの復興の道をまた歩いていきたいとしますので、とりわけ我々だけではなく議員の皆さん方にも特段のご支援をご教示をいただければ大変ありがたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で、佐藤宣明君の一般質問を終わります。

通告4番、菅原辰雄君。質問件名、1公共交通について、2地方創生への考えと取り組みについて、以上2件について一問一答方式による菅原辰雄君の登壇発言を許します。菅原辰雄君。

〔11番 菅原辰雄君 登壇〕

○11番（菅原辰雄君） 11番、菅原辰雄は議長の許可を得たので一般質問を行います。

公共交通について町長に伺います。あの震災から早いもので4年9カ月になります。この議場出席者はもとより、町民誰もが忘れることのできない大惨事でありました。月日の流れとともに震災からの復旧復興の移り変わりを目の当たりにしておりますが、それぞれの立場や思いの相違から現状に対して早い・遅いなどの思いは千差万別であります。いち早く始まった旧志津川市街地のかさ上げ工事、東・中央・西地区の防集団地造成工事、たび重なる国道の切り増しなどはいずれも復旧工事の進捗に伴うものであるとして多少の不便さはしょうがないと思いつながら通行する毎日であります。

そのような中で、去る11月3日文化の日に南三陸町合併10周年記念式典が開催されました。同日、南三陸町として初めての名誉町民として元宮城県議会議員の高橋長偉先生に名誉町民推戴状が贈られました。長偉先生のご功績に対し心から感謝を申し上げ、敬意を表するものであります。合併10周年記念式典では東日本大震災からの復興を誓い、震災直後から支援活動続ける友好町の山形県庄内町さんと高台移転用地をご寄贈いただいた元楽天副社長の本城慎之介氏に感謝状を贈るとともに、震災後初めての功労者表彰も行われました。自治功労者に前町議会議員鈴木春光氏、及川 均氏、前副町長の遠藤健治氏、社会事業功労者に阿部真理子氏、保健衛生功労者に佐藤のり子氏、統計調査功労者に熊谷正二氏、遠藤克

彦氏、産業功労者に宮城敏朗氏の方々に表彰状が贈られました。表彰を受けられた皆様に対して改めて心から祝意を敬意を表するものであります。

このように、合併10周年記念式典が盛大に開催されたことや、名誉町民の推戴、感謝状、表彰状の贈呈式が行われたことということで、町民みなさんの心の中では既に各地区の防集団地造成工事の完成や住宅建設が進んでいること、戸倉小学校の校舎新築開校に続き総合ケアセンター、病院の開業も目前となっていること、既に災害公営住宅への入居もしており、さらには各地区での災害公営住宅建設が進んでいる現状や各施設の建設予定地や計画が示されるなど、自分の目で見確認されて、計画よりおこなわれている箇所もあるものの復興への確実な歩みを実感しているものであると考えるものであります。

さて、質問の公共交通についてでございます。町では、震災後災害臨時バスを運行しており、年間を通じて多くの町民に利用されております。しかし、その町民バスを利用したくてもできない人も数多くいるものと考えられるものであります。今後、防集団地完成後など特に路線や距離、時間等と現在以上の課題問題の対応を求められるものと考えられるが、まず現状をどう捉え、どう対応していくのか伺うものでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、菅原辰雄議員の一般質問、公共交通についてお答えをさせていただきます。

町民バスにつきましては、ご承知のとおり町内の11路線、町外1路線の定時無料運行ということになっております。平成26年度の利用実績につきましては、12路線の合計で7万3,781人と対前年比107.9%、約8%ふえてございます。町民の皆様の手として定着しつつあるものと考えているところであります。町といたしましては運行開始からこれまでの間南三陸町地域公共交通研究会やアンケート調査などを通じまして継続的に利用者の皆さん、町民の皆さんの意見を聞きながら利便性や安全性の確保など環境整備に努めてきたというところでございます。

しかしながら、現在の町民バスにつきましてはバス停設置型により運行していることから、住居が広い範囲に分散している地域ではバス停までの距離が遠いなどの問題が顕在化しております。バス路線全体の中で継続的に検討してきたところではありますが、車両の問題、全地区のバランス等もありいまだ解消するまでは至っていないというのが現状であります。また、もう1つの手段として考えられるデマンド型タクシーの導入につきましては、路線定期型交通に比べ運行経費が高い水準になることに加え、町内各地区からDOOR・TO・DOOR

に近い形で移動手段を提供されることから既存交通事業者への影響にも配慮しなければならないと思っております。特に中心市街地から遠く離れた場所ではほぼタクシーと変わらない形態となることから、町民バスの大幅な見直しとともに検討しなければならないと考えております。デマンド型タクシーにつきましては、以前菅原議員より一般質問があり、町としても導入自治体の状況を調査するなどいたしました。復興はまだ道半ばであります。今だ住居が広範囲に分散している現状を鑑みると、これまで以上の財政負担は大変厳しく、導入は難しい状況でございます。

このようなことから、現時点においては現在町が進めております町民バスの有料化移行を着実に進めた上で、今後町民バスの利便性を確保するための方策を検討してまいりたいと思っております。公共交通の一翼を担う町民バスにつきましては、少子高齢化が進展する中でその必要性や重要性が一層増すものというふうに考えております。今後も機会を捉えて町民皆様の意見に耳を傾けながらさまざまな観点からこの町民バスを発展をさせてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今町長から答弁いただきましたが、広範囲だからこそ大変なのであります。先ほども壇上から言いましたけれども、今後いろいろ私が言っているようにバス停から遠いとかいろいろなことがあります。そういう問題、防集団地がそれぞれ完成してくると、例えば戸倉から来るにも各地区の防集団地寄ってくださいとかそういうお願いも出てくるものと思います。そのいろいろな判断基準もあろうかと思っておりますけれども、そういうのにもすべからず対応できるのか。例えばそういう要望があった場合はどのような考えで臨むのか。例えば5戸の防集団地があるからそこへ寄ってくださいと言われてたら、例えば国道からどれぐらい離れたら寄るとか、そういう基準になるものを今後考えていくのか。その点、まず伺いたいします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前にちょっとこの件につきましては菅原議員と何回となくご議論させていただきました。基本的には利用されている方々がいかにこのバスを、町民バスを効率的に使えるかということが非常に重要だというふうに答弁を何回もさせていただいておりますが、すべからず各地域の皆さん方を拾って運行するという点については、これはなかなか難しい問題だというふうに思っております。いずれ、町民皆さんさまざまなご意見をずっといただいております。それに沿う形でいろいろ運行形態を見直したりしてきたという経緯

がございますが、いずれ今後のあり方等については企画課長のほうから答弁をさせたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 間もなく防集事業が完成しますと、国道、県道、そういった道路事業も完了しますので、そのときまでに町民バスの運行の路線という部分についてはそろそろやらなければならない。防集の団地を議員例えられましたが、さすがに28の箇所を小まめに回るということはこれは現実的には難しいということになります。例えば今戸倉というお話がありましたが、戸倉の場合、398ができました。その道路に沿うように浜浜の団地ができておりますというような地形、あるいはコミュニティに変わりましたので戸倉についてはもしかすると398に所要の停留所をつけて上から下りてきていただくというような形態は考えられるのかなというふうに思っております。ただ、入谷とかあるいは浜浜についてはまたこれから考えなければならない。

今の町民バスの走り方といいますか図面をちょっと見ていたんですけども、相当細かいところまでバスが走っているんだなというのを改めて認識をいたしました。震災で道路事情が悪くて危ないということもあって、相当無理をして走っているということもございますので、今後は今の走っているルートをベースにしてこれからの路線を考えてみたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 企画課長から答弁いただきましたけれども、確かにいろいろな条件があります。今後いろいろと考えていくということでもあります。それはもちろんそうでありませうけれども、先ほど町長おっしゃいましたようにデマンド型交通、これはタクシーと言いましたか、ちょっとその辺忘れましたが、それが経費が高いということになりました。例えば今回の有料化ということは多分有料化しないと助成が受けられないんだ。そういうこともあろうかと思えます。有料化として助成を受けられるというのであれば、今後どれぐらい受けられるものか。そして震災直後は無料でやっていたけれども、震災以前の運行形態、費用はどういうふうになっていくのか。あと、車両なんですね。この辺、どうかなと思えますけれども、震災前は町内の業者さんで10人乗りぐらいのワゴン車タイプで回っていました。今回はどこの業者さんとそういうお話を進めているのかちょっと存じ上げませんが、どういった車両を運行していくのか、その辺。

それと、あとは今のマイクロバス運行と10人乗りぐらいだと1回当たりの費用、経費はどれ



ぐらい。例えばマイクロバス行くのと金額、今出ないと言われればそういう検討も必要になってくるのかと思いますけれども、以上、その点をまずお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今お話しした前の議会ですか、以前にもお話をさせていただきましたが、町の町民バスにつきましては有償運行を来年4月からということで今計画をしてございまして、今お話しのとおり有償運行しないと国の補助金がカットされるということもございまして、町としては有償運行をこれから進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 若干細かい部分については私のほうでお答えさせていただきますが、1人当たり、単純に年間今七、八千万円ぐらいのバスの運行経費、予算をとってございまして、7万3,000人ぐらいの利用ということで割れば1,000円ぐらいの1人当たりの運賃単価というような状態であります。ただ、現在はここに国の交付金を充てたりそれから補助金を充てたりという、特に補助金につきましてはただいま議員が申し上げましたように有料化にしないと今後順次国の補助については引き上げさせていただきますというようなお話でございましたので、今は被災地特例ということでたしか3,500万円から2,500万円ぐらいの間で頂戴しているというところでございます。先ほど申し上げましたコスト、おおむね900円から1,000円ぐらいをさすがに負担をいただくというようなことにはならないと思いますので、この辺につきましては今後どこまで低減できるかを考えてまいりたいと思います。

それから車両につきましては、大きなマイクロバスだけというのはこれはなかなか運行事業者さんのご負担というようなこともございますので、運転手を含めると11人乗りのワゴン車というんでしょうか乗り合いタクシーというんでしょうか、ああいうタイプのものを今考えてございます。それから国の補助なんです、いずれ平常時には戻るということになりまして、大体1,000万円を確実に切るラインに落ちてまいります。今推測している額は700万円ぐらいになるのではないかとこのように思っております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長から震災前は有料ということで、私もたびたび利用をさせていただいた経緯がございます。当時、入谷天神バス停から志津川の役場のところまでは100円がございました。それで、今企画課長からる説明をいただきました。今は七、八千万円もらっていて、7万3,000人が乗っているから単純にして1回当たり、1人当たり900円から1,000円、そういうことでありました。今度は補助金のほうは700万円から1,000万円、そういうことで

ございます。そうしたときにこれは町負担も出てくるんですよね、公共交通という意味合いからして。先ほど町長はデマンド型は割高になると言いました。いろいろな方策はあると思います。私は以前からデマンド型とかオンデマンド型、タクシーとかといろいろありました。今回はそういう提案はこちらからいたしません。ただ、町民みんながある意味平等にサービスを受ける権利もあります。また、町として平等なサービスをする責務もあると私は考えております。そういう観点からして路線から遠いところ、いつも話して大変恐縮なんですけれども、例えば入谷の桜葉沢バス停があります。そこから石ノ平の上のほう、山谷の奥のほう、歩いて出てくるのは大変なんです。下手すると1キロメートルぐらいあるでしょう。そういう人も、沼田にいて歩いてすぐの人も同じ町民でございます。負担はちょっと平均からすればその人たちが受けるアレが厚くなると思いますけれども、でも、そういうのも含めて方法はどうか町としてもうちちょっと親身になって考えてほしいということでございます。町長、その点いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今のお話の平等という概念をどう捉えるかということだと思います。平等というお話でいけば、それぞれの自宅に全てバスが回るということがまさしく菅原議員の言う平等だというふうに思いますが、基本的にこういう公共交通機関を維持運営するためにそこに平等という概念をどう持つかということは非常に難しい問題だと私は思っております。と言いますのも、何回も私言いますが、最初に例えば入谷の奥の方々が最初に乗ってそれがすべからく桜葉から何から全部ぐるぐる回って、2時間もかかってベイサイドアリーナとか病院に来るとということが果たしてどうそれを乗った方々が思うかということも含めて我々は考えていかなければならないというふうに思っておりますので、繰り返しますが基本的には何とか皆さんにご利用しやすいような運行形態をこれまでも考えてまいりましたし、ある意味要望にお応えしてきた部分もでございます。しかしながら、先ほど言いましたようにすべからく皆さん方にそれを平等にといいますか提供できるということもないということも、これもひとつご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長、全くおっしゃるとおりであります。ですから、今回提案しないとやったんですけれども、町長はバスにこだわっているからバスの話になるので、私先ほどの前言は撤回して、オンデマンド型乗り合いタクシーという考えもありますので、それは別に路線で回るのではなく必要な人が電話予約なり何なりしておいて、それでもって必要な時間

にそういうシステムでございますので、多分町長もそれらも含めて調べたとは思いますが、バスにこだわらないでそういう路線バスも必要とは思いますが、そういう地域もあるので、そういうところへの対応も考えてくださいということでアレしたので、方法はいろいろあると思うので、町長、そういう概念でお伺いいただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 以前からこの問題についてはご質問をいただいております、町としてもこういう形の中でできないかということもいろいろ議論を中でもしてまいりました。しかしながら、デマンドを導入している自治体、先進的に入っている自治体がございますが、そのうちの7割はデマンドを見直しを今考えてございます。と言いますのも、それは財源が大変厳しいということでございまして、そういった観点で考えた場合に果たしてこの町の今のこういう状況の中でそういった財源を新たに負担をしながら、要するに2本立てでいかなければならない。デマンドだけではだめなんです。デマンドと町民バスと両方を運行していかなければならないときに、そのときに果たして今の町の財政状況の中でそれが果たして可能なかということ、これも議論をしましたが、大変厳しいだろうということで先ほど答弁をさせていただいたということでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） その辺がちょっと違うんだな。町長はデマンド型、いろいろなことで見直ししているとそれはいいんです。ですから、私が言っているのは例えばこの前の3月議会でも言いましたけれども、地域交通協議会なるものをみたいなのを立ち上げていろいろなことを検討してくださいという話をしました。その中でいろいろな方法があると言ってアレしました。オンデマンド型というのは例えばそういう組織の中で希望をとってそういう会員とかそういう組織の中に入って、その方々がきょうは必要だというときに電話をして予約制で例えば自宅まで行って病院なら病院に来る。それも同じような例えば入谷なら近くのこれも前回言いましたけれども、それだったら乗り合いで3人、4人なり乗せてくるような登録して会員登録、会員というのはちょっといいか悪いか別としてそういう登録をしておいて必要に応じてそういうことをするというので、無駄なく走れる。1人だったら1人だけコストは高くなるでしょうけれども、それに3人乗れば3分の1の割合になるとそういうシステムですので、そういうのもいろいろなところでやっていますので、そういうことも考えて取り組んでいただきたい。町長、そういうことですのでいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） デマンドのことについては私も結構詳しく知っているつもりです。ですから、そういったデマンドを取り入れたところが実際に今、先ほどお話ししましたように大変財源が大きくなってきてほぼ見直しをしなければならないという自治体が7割にも上ってきたという現実がございます。確かにデマンドのいいところだけ言えば、確かにおっしゃるとおりです。しかしながら、それはただで走らせるわけではございません。当然そこには財源の裏づけというのがどうしても必要になってくる。それが果たして、もうひとつ言えばタクシー業を営んでいる方々が業界としていらっしゃるわけです。ある意味、デマンドというのはタクシーがわりのような状況に使うわけです。そうすると果たしてその業界として生き残りをどうするんだという問題等も含めましてさまざまな角度から我々としても検討してきたということでございますので、どうぞ入れないというか非常に導入ということについては大変厳しいだろうというふうな認識は変わらないというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ここで、昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午前11時59分 休憩

---

午後 1時09分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

菅原辰雄君の一般質問を続行いたします。菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 午前中に町長に答弁をいただいております。その中でいろいろなことでアレすると民間を圧迫するというお答えをいただきましたけれども、私は従前から言っているのはそういう考える組織なるものを立ち上げる、とりあえず。それで、その中にそういう民間事業者も入れた組織づくりをして、いろいろ考えていってはいかがなものかというお話を申し上げているものでございまして、町長、その辺、一応そういう、例えばの話なんですけどデマンド型なりオンデマンドでもいいですから、そうなったときにそういうふうにしてやったら民間は圧迫されるとそういうお考えでしょうか。でないとならば町長の考え方が私の考え方とずれているという気がするんですけども、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的にデマンドの利用形態ということにつきましては、基本的には予約をしてある意味タクシーを呼んでそして利用するということになりますので、ある意味考

え方によってはタクシー業界の方々にそういった分野においての非常に影響を与えるという部分は避けられないだろうというふうに思います。かといって、今おっしゃるように民間の事業者の方々を入れて、例えば会議を開いて組織をつくって話し合いを持つということになっても基本的な問題というのは変わらないのかなというふうに思っているんです。例えば入れたからどのように物事が展開するのかということよりも、デマンドタクシーそのもののあり方ということについては基本的には何ら変わりはないというふうに思いますので、その辺が入れたからどうなるかということについてはなかなか私もこの場所でどう答弁をすればいいのかということでもちょっと悩んでいるんですが、余りそれを入れたからどうのこうのということにはならないのかなというふうな思いがしてございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 入れて、例えば入れてそういうのをやりますといったときにその事業者の車両を使うということになれば全然変わらないでしょう。利用者負担が例えば300円なら300円でいいです。その今まで2,000円かかっていた分が300円になったら1,700円が減収という考えになると思うんですが、その分はいろいろな意味で助成とか何とかで町でこれまでいろいろな負担していますけれども、そういう方向ですよということですので、何ら事業者には減収にはならないのではないかな。そんなふうに考えていますけれども、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） デマンドの、最初に答弁したのは基本的に我々も庁舎内、役場内でいろいろ議論をさせていただきまして、今のは多分そういう議論もそうなんですが、例えば入谷から病院まで2,000円かかったとします。そのときに例えば1コイン、500円はご負担をいただきます。残りの1,500円の財源はどこから持ってくるんだという、そもそも論はそこからスタートしているんですよ。ですから、そういう財源はどこから出すんですかということで、この問題についてなかなか取り入れるというのは難しいねというのが私どもが何回も答弁している原点の話です。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） わかりました。そこでいろいろ宮城交通時代から町ではいろいろ補填もしていますし、いろいろ負担をしていますので、これが公共交通を持っていくという体制では町負担もありだというそういうことを私は言っています。それを踏まえた上でいろいろなことを考えていく協議会みたいなものをつくってはいかがですかと言っているんですけども、この点はいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災前の町の財政負担というのは約870万円ぐらいです。公共交通、町民バスの関係ですが、基本的に今はもうそれよりはるかに上回る補助金を今出してございます、町負担として出してございます。それにプラス加えてそういったデマンドの財源をまた必要とするということですので、繰り返しますがそういった財源をどこから捻出をするんだということで、我々としてはなかなか取り組むのが難しいということを何回も私お話しているのはそういうことです。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 870万円負担、これはここで堂々めぐりしてもいかなものかと思うのですが、だから、町長はあくまでも今のバス体系を維持した上での考えだと思ふんですけども、ある意味バス路線を廃止してもそういう方法に持っていくべきではないのかと、それは私の今単なる私案なんですけど、そういうことですけども、いかなものですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） すみません。質問がちょっと聞き取れませんでしたけど、基本的に、先ほど言いましたように震災前の町民バス運行していてさっき言いました870万円、平成28年度の費用負担の想定しているのが約2,200万円、町民バスだけで負担をせざるを得ないということになっておりますので、そこからまた新たな財源をとということに当然なってくるわけですね。そこをどうするんだということに議論です。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） そこなんです、町長。だから町長ちょっと後ろ向いたときに話したのは町民バスをある意味廃止してもいい分野だってあるんです。そして、だから町長は町民バスも走らせる、それでオンデマンドで乗り合い型タクシーもというから費用が余計かかるという話なので、そこを今後民営化というか有料としてやっていったときも10人乗りで随時五、六人の乗客があるかということも考えられますので、もしかしたら誰も乗ってなくても定時運行ということで行かなければならない分野だって多分出てくると思うんです。それらも踏まえた上で、今すぐ廃止とかそういうのではないんだけど、そういうのを踏まえた協議会なる組織を立ち上げて、いろいろ隅々まで気配りできるような交通体系をつくるための組織なるものをつくってはいかがですかと私は申し上げているんですけど、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 例えば毎日決まって通勤通学に利用する方々、これは定時です、走って

います。そういう方々がデマンドになじむのかということになりますと、これは決してなじまないというふうに思います。ですから、やるのでしたら町民バス廃止というのは多分無理だと思います。そういう方々を足の確保をするということの観点でいけば、デマンドだけでカバーするというのははっきり申し上げて不可能だというふうに思います。ですから、先ほど来言っているように、もしデマンド導入するのでしたら町民バスとデマンドとこれは2本立てでいかないと町民の足の確保は無理だというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今町長の定時運行のアレで通勤に使っている方、これはいると思うんですけれども、今ここでどれぐらいの人数と言われても多分困ると思うんですが、そういう方もただいるとは思いますが。どれぐらいいるかわからないけれども、ただ、もしそういう方がおってもそういう何十人何百人いるならまだしも、10人や20人であればそれも先ほどから言っているようなオンデマンド型乗り合いタクシーでもって十分対応できるのではないかな、そういうふうな今町長の答弁を受けて私はそう考えましたけれども、どれぐらいと対応できないような数字なのか、ちょっとお知らせください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） というよりも、今議員がご提案いただいている交通協議をする場所ということとはもう既に平成25年12月から開催をしております、既に7回開催しております。そのたびにこの町民バスのあり方を含めてご協議をいただいているわけですので、我々だけということではなくこういった協議会も通じながらこの町民バス運行ということについては議論をいただいているということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長、25年12月から7回開催、協議会。目的ははっきりとはわからないけれども、私今申しわけない、初めて知りました。そういうのであれば、そういうのも答弁の中でこういうことをやっていますということを教えてもらえば、私も何も一から話す必要はないので、ではそういうその会の性格はどうか、どんな議論をしているのか、そういうふうに言ったのです。要は、町長先ほど午前中の答弁の中でも仙南各市町もいろいろやってみ直しもやるような状況だということをお聞きしました。オンデマンド型で、これは100%の方策ではないと私も承知しております。それらを踏まえて、いろいろ検討していただきたい。とにかく私は今利用したくてもできないような方々いっぱいいるので、そういう人たちへの対応をどうするのかということをお聞きしていますので、その中で町長の答弁のほうからデ

マンド型というのが出てきたので、今それに応じてお話しさせていただいていますけれども、要はそういう交通弱者、お年寄りのためへの対応をどういうふうに考えてどう対応していくのか、そこなんです、もとは。私も町長も町民主権であり町民主役ですので、それへの対応について伺っていますので、町長、その辺でお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 公共交通の研究会の話は一番最初の答弁で私述べさせていただいています。多分、お聞き漏らしになったかというふうに思いますが、これは基本的に町としていろいろな、この町民バスのあり方についての基本的な考え方等についてこの協議会、研究会でやっていただいておりますので、繰り返しますが答弁の一番最初でこの件についてはお話をさせていただいている。

繰り返しますが、利用できる体制をどうするかというその思いは同じです。ですが、すべからく先ほど言いましたようにDOOR・TO・DOORで一人お一人車で差し向けて皆さんをご利用できるということの体制そのものは、これはある意味不可能だと何回も申し上げているのはそこです。ですから、我々としてはでき得る限り利用できる体制をよりよくしたいということでの運用をやっているわけですので、菅原議員のおっしゃるのは間違いなく全、遠いところからも全てその方々に車を向けろというふうなご議論にどうしても聞こえざるを得ないんです。それは無理だということをお話し申し上げている。例えば、我々がこういった町民バスを運行する前にミヤコーバスもそうですが、ほとんどはそういうような運行形態は投じてはないんですよ。それは何かと言ったら、ある意味どのように回せばその地域の方々の効率性を持った形の中でお運びできるかということの中での停留所というのはあるわけですから、我々もそこにはある意味踏襲しながら停留所もつくってまいりましたし、それからもう少し要望のあるところにはもう少し中のほうに入れたりという、そういうふうな体制もとりながら運行していますので、菅原議員の根本的に私が違うと思うのは皆さんに何とか利用していただきたいという思いはありますが、かといって菅原議員の言うようにすべからく地域まで、奥まで入って行って人を運ぶということはこれは公共交通としてなかなか難しいだろうということを私は申し上げているので、そこはひとつご理解いただくしかないのかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 基本的な思いは同じでしょうが、なかなかこの辺は私としてもわかりましたということにはいきませんね。でも、実際にそういう利用したくてもできない人がいる



んです。やれと言っていない。そういう人たちへの対応をどのように考えていきますか。あなた方、生まれたところが、住んでいるところがそういうところで路線バスから遠いからそれは諦めなさいということですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 短絡的な話ではないと私は思っております。ある意味、我々とすれば多くの方々に利用していただくためにどうすれば利便性が高くなるかということを考えております。しかしながら、菅原議員が言うようにすべからく公平ということは、残念ながらこれは運用できないということを申し上げているので、そこはご理解いただくしかないというふうに私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） すべからく公平、先ほど私はそういうふうな文言を使いましたからいたし方ないんですが、困りましたね、町長。本当の話。そういう方は我慢する、でなければ志津川の病院に来るとき4,000円も5,000円も払って来なければだめ、そういうことですか。ではなく、もうちょっとそういう弱者の方々に目を向けた対応策というなるものを考えていくべきだと思うんですが、町長、ここへ行ったら絶対ガチンコで何ともならないと思うんですけども、町長、そういう人への対応はどうします。あなた、そういうところに住んでいるから我慢しなさいで済みますかね。私らそうはいかないんですが、何とか一緒に考えていきましょうよ、町長、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 例えば、震災前に宮城交通が走っていて、ミヤコーにその後移行になりまして、そういった方々がそういった運行者がそういうふうな対応を別にしてきたわけでもないわけですよ。それはある意味そちらに住んでいるのがいいとか悪いとかの問題ではなく、これは心情論ではなく、これはどう運行するに当たっての効率よく運行していくか。例えばもしバス停までご近所の皆さん、あるいはご家族の皆さんに送迎してもらおうということも、これもひとつの手立てですので、そこはある意味それぞれ皆さんが知恵を出し合うというのがやはり必要なのではないかと私は思っております。ですから、菅原議員のようにさっきから遠いところの方々というお話になりますが、そこまで公共交通機関で入っていけるのか。問題はもっと言えば、例えば奥の地域に行ってバスが入っていない場所も当然あるわけですよ。そういった問題もクリアをしないとこの問題、菅原議員の思いどおり、考えているとおりに運行できるかという、これはなかなか難しいと私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長、今引き合いに宮城交通出しましたが、あれは企業でありまして営利を求めているので、それと今町の体制を一緒にするのはいかがなものかと私は思います。幾ら言ってもバスにこだわるんですよね、バスに。だから方策を考えてくださいと言っているんです、方策。研究会でいろいろバスについてもやっていると言いますけれども、それでなかなか明確ないい答えがないからこういうふうに進んでいると思うんですが、でも、その中には町長の思いがこういう思いですからなかなかそういう方は思い切った意見も出せないのかなとそんなふう感じてきました。町長、何とかバスとかにこだわらないで、だから私は最初はデマンドもオンデマンドも言わなかったんですが、いろいろな方策をとということで何回も言いますが町長がデマンド型と言ってきたのでそこに乗ってこういう話をしてきましたけれども、私としてはどうするんだ、大変じゃないか、町で何とかしろとバスターしてそれでいいんです。町長、どうですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 研究会には私は出席しておりませんので、私の考え方が研究会の方々に反映されるということはありません。研究会の皆さんの考え方でやっていただいております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） これでは本当に何回も言いますが何ともち明かないのですが、先ほどバス停まで送迎、近所の方に家族もいればこれはもちろん解消する話です。それだつて仕事持っていればなかなかできない場合もありますし、そこでいろいろ例えば志津川まで来られないならばその近くのバス停までそういうのもありだよということで、逆に町のほうでそういういろいろな提案をさせてもらっていくのもひとつの方策だと思うんですが、いかがですかね。そこで私とこうやって論議するよりもかえってそういうふうなことでいいアイデアないでしょうかとお互い歩み寄ってこういくのがいいアレだと思うんですが、町長、いかがですか、それは。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 菅原議員、ずっとこのバスのご質問をしていただきまして、2年前にも同様のご提言をいただきました。おかげさまでそういう先進事例なども事務方で調べながら、デマンドとはどういうものなのか、それから細かい沢々への対応というのは実際にできているのかどうかも含めていろいろ勉強をさせていただいたところです。結論的には先ほ

ど来町長が申し上げているように非常に難しい。7割ぐらいの方が見直しを検討している。これが実態だということも我々として十分認識をいたしたところであります。何もバスにこだわらず何らかの方策でそういった沢々の部分にフォローできるような方策を考えていくべきではないかということですので、ここは引き続き今までとは当然デマンドなり何なりの長所・短所もうちのほうでは把握をしていなかったというのもこれはありましたので、次のステップとして真正面からいったらなかなか沢々対策は難しいということも理解をしておりますので、右左、いろいろな方向から探って何とかしてそういう道がないものか、継続して考えていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 課長、いろいろどういふことでお話し合いをさせてもらっていますけれども、そういういふことで何とかいろいろ考えていくというのであればいいです。私も先ほどから言っているようにデマンド、オンデマンド、長所、短所わかります。その中で町長答弁にもありましたように約7割の自治体が見直しをしている。こういう現状も鑑みながらいろいろ、これは我々と町とで先ほどから言っていますように町民が主役でございますので、そのためにいろいろ知恵を出し合っていけばいいのかなと私は思いますので、町長、その辺でよろしいですかね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 何と答えればいいのかわかりません。基本的に本当にこれは難しいんです。ですから、これまでも何回となくご議論させていただきましたが、我々もいろいろご提言をいただいて、それについて真摯にいろいろ考えてまいりました。結果として、こうやって何年もかかって答えが残念ながら同じ答えを出すというのは、それほどこれを導入するというのいろいろなハードルがあるということを我々認識をしましてまいっています。ですから、町民が主役という大変そういう言葉を使えば誰にでもそういういふ対応をしなければならぬということになろうかと思いますが、しかし、我々としてもそれが可能なか可能でないのかということもしっかりと我々はこれまでも考えてまいりましたし、企画課長が少し穏やかな言い方をして検討していきたいという話をしておりますので、ここはその辺で落としてどころかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） わかりました。町長、そこまでは言う必要はないと思うんですが、いろいろと企画課長もいろいろなことを考えてこういうことだということでありまして、私も町

長も一緒でしょう、目的は。だから、町長にあえて言ったのはわかったとそういうことで町としても対応を考えていくんだということで、その言葉だけでよかったんだけど何か一言ちょっと気に入らなかったんですが、わかりました。そういうふうなことでいろいろやってきた。ただ、ここで町長、ちょっと後になって企画課長そう言ったけれども私知らないではなく、企画課長と一緒に知恵を出し合いながらお互いに考えていきましょう。それでよろしいですね。町長の一言欲しいんだよ。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 企画課長と相談してみます。

○議長（星 喜美男君） 次へ進んでください。菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） わかりました。企画課長が窓口になっていろいろやっていきましょう。

そういうことで、もう41分も過ぎましたので不本意ですけれどもある程度のところで了解しましょう。ただ、くどいようですけれども、企画課長、町長も相当同じ意見だと思しますので、いろいろこれからもみんなのために頑張っていきましょう。1問目、終わります。

2問目、地方創生への考えと取り組みについて伺います。地方創生については全国一斉に知恵を絞って取り組んでいるものと推察するものでございます。本町でも地方創生は27年度に計画、作成ものであるとして職員間で英知を出し合いよりよい南三陸町をつくっていくという答弁を3月にいただいております。その中で現時点での取り組みと考えを伺うものであります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2点目のご質問でございます。地方創生、今お話にありましたように、ご承知のように、日本全体の急速な少子高齢化と人口減少へどう対応するのか、そして東京一極集中への是正とそれぞれの地域における住みよい環境づくりを目指すまち・ひと・しごと創生法に基づいて取り組むものでございます。この中で地方公共団体もその地域の実情に応じた自主的な施策が求められております。

菅原議員ご質問の計画とは、この自主的な施策についての基本的な計画である地方版総合戦略のことと認識をいたしております。人口減少の問題につきましては、地方行政のみが頑張れば解決できるというのではなく、国の政策を適切に反映させつつ地域の課題を住民、あるいは民間企業の皆様が共有してともに知恵を出し合いながら戦略を作成して実現をしていくということが大変重要だと思います。そのため、行政の組織として地方創生推進会議本部会議を設けるとともに、産官学、金労言と住民の委員からなる総合戦略推進会議を設置して、

これまでに5回の会議を開催して活発な意見交換を行っていただきました。このたび、ようやく素案が固まり、意見公募手続による意見の募集に向けた準備を行っているところであります。具体的な内容につきましては、後日議員の皆様にもご紹介するお時間をいただければと思っておりますが、特徴としては行政と民間が一緒になって取り組む、そういう意思を基本目標の中にあらわしているところがございます。また、現在策定中の総合計画における町の将来図を踏襲し、地域資源を生かしたまちづくりに習熟するといった方向性が素案には盛り込まれております。人口減少という困難な課題に対し、当町では地域資源の活用と官民連携の一層の推進という方針で臨みたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましてもご理解とご助力を賜りますようお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今町長から総合戦略等々について伺いました。これは本当に私以前も言いましたけれども、これはこれまで行政単独で解決できなかった諸問題を解決する絶好の機会である、そういうふうな考えでこの前お話をさせていただきました。その中で町長は職員間で英知を出し合っているいろいろなことを考えていくということでありました。私も官民の会議を1回だけ拝聴させていただきました。その中でいろいろあります。一番どこでも共通しているのが東京一極集中ということは、要は地方は人口減少が著しい。そのためにいろいろな私も同僚議員もいろいろ定住か移住か、そのためには何が必要かであるいろいろなことの議論をさせてきていただきました。定住化ということは若い人をいかに取り組むか。若い人に取り組むということは、職場、住まい、それも必要である。いろいろやってきました。その中で官民の連携会議はそれはそれとして、町として少子化、人口増に具体的にどのような取り組んでいくのか。今の時点で町長の考え。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前にも町の人口ビジョンにつきましては議員の皆様方にもお示しをさせていただいておりますが、人口増加ということについては基本的にはこれはあり得ないだろうと思っております。これまでの人口ピラミッド等を含めて子供を産む世代、20歳、20代、30代、こういった人口の今の町の構成を考えたときに人口増加を望むということはまずこれはあり得ないだろうというふうに思います。ですから、この地方総合戦略会議の中で皆さんいろいろご議論をいただいているわけですが、その中で出生率をどう上げていくかという問題、それから転出・転入のプラスマイナス、これをゼロにどう結びつけるかということが、ある意味町としてやれるところだろうというふうに思いますが、基本的にはそれをやっても

人口の増加ということはありません。人口の減少という事態は避けられないということは皆さんで共通の理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 現実、町長おっしゃるようなのかもしれません。その中で出生率を上げる、転出を抑える。そのためにはそうなってくると産み育てる環境を整える。そうしたときにいろいろな方策がありますよね。町長は具体的にこの出生率を上げる、転出を抑える。どういうお考えでもって今の時点でどういうお考えでもって臨んでいますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大変難しいご質問だというふうに思っております。それがすぐここで答えが述べることができれば、この町の人口減少というのは避けられるんだろうと思いますが、これはうちの町だけの問題ではなく、全国の自治体が抱えている問題でございますので、全国の自治体の皆さん、非常に頭を痛めている問題でございますので、ここで今何がこの解消につながるんだというご質問をいただいてもなかなかこれが即効薬だということにはなかなかならないというふうに思っております。基本的にこの間も総合計画の策定委員会の中で委員の皆さん方にちょっとお話をさせていただいたのは、人口減少問題の話になった際に行政の取り組む部分と民間で取り組む部分、基本的にここをしっかりと民間の皆さんにお願いをしたいとお話をさせていただいたのは、企業としてお勤めになっている若い方々、女性の方々が産み育てる、産める環境、要するに出産で会社を休める環境をしっかりと整えていただきたいというお話をさせていただきました。基本的に自分の今勤めてお金をいただいている会社の中の雰囲気がどうも皆さんがそれぞれ仕事が忙しくて自分が休むと会社に迷惑をかける、そういうふうな環境の中では到底産み育てるといふそういう環境にはどうしてもならないわけです。行政の問題だけではなく、ですから、先ほどもお話ししましたように、産官学、金労言というそういう方々にお集まりをいただいてこの問題について取り組んでいただいておりますので、行政とそれから行政はある意味目標とかビジョンとかをつくることはできますが、基本的にはそういった実際に町民の皆さんがお働きになっている会社、企業の皆さん方にもご協力をいただかないと、これはもう前に進むということについてはなかなか難しいだろうというふうなお話はさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） まず、出生率を上げるその即効薬はない、これは重々承知しております。あえて私今これ言ったのは、以前同僚議員が戸倉小学校の校庭について、私も話しています

けれども、芝生化ということでアレしましたけれども、そのときにこれ一つでそういう人口増とかそれには即つながらない、そういうにべもない答弁をしていたのを私は忘れられません。それも一つだよ。いろいろなことで組み合わせをしながらやっていくんだ。もちろん今回の創生事業はそうでしょう。単品では絶対だめなんです。だから、いろいろなことで職場、町、いろいろなことをやっていって、それは町で役割分担はする面もあるでしょう。この間の会議の中でもありました。いろいろ祝金支給とか、それもクーポン券とかいろいろなアイデアが出ていました。でも、その中で聞いていますとこれが継続できるかできないか難しいと。それは当然なんですけれども、全国一律にやるので平均的なものもいいんですけれども、それだと考えることが大体似たり寄ったりで、この南三陸町の特色というのはなかなか出てこないのではないかとそんなふうに思っています。ある分野は全国平均でもいいんだけど、この分野は南三陸町独自だ、よそでやっていない、そういうのが必要だと思うんです。具体的なものは話しません。私も以前の一般質問の中でもいろいろ言っていました。町長にもそれだけやれば1億円かかる、1億円あったらいろいろなことがやれる、これだけできない。でも、そういう目玉をつくってやっていくのが今度のまちづくりの創生の総合戦略の目玉であると私は考えますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の地方創生で大事なことは、会議のメンバーの皆さん方にいろいろご議論いただいているわけでございます。詳しくは地方創生の室長のほうからも答弁させますが、少なくともこの問題については行政頼みでは解決しないということは、これは唯一見えてきたことだというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 地方創生・官民連携推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） 先ほど目玉という話がありましたが、会議の中でもそのようなご意見はありましたけれども、多くの自治体はその解決策を考えていっているとどうしても目立ったものはなかなか考えるのは難しいのかなというのが会議全体を通して感じたところでございます。その中でも南三陸らしさということで考えたのが今回の総合戦略でありまして、具体には後日ご説明をさせていただければと思いますが、委員皆様南三陸らしさを、それは個性はなくても継続的にそれをみんなで考えていこうというような場にしていこうということの思いをもとに総合戦略というのが素案の策定まで至った経緯でございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 町長、行政絡みでは解決しない。では、そういう今課長から答弁ありましたように、そちらでやってきたものをそんなに奇抜なアイデアは多分出てこないとは思っていますけれども、でもある意味それを丸々受け入れるというアレはないでしょうね。例えばそういう民間の委員がいろいろなことで予算のことまで考えてでこぼこしないように、そんなのやったら全然特色も何も出てこないの、それだったら何も町で独自にやったほうがよほど得策ではないかなとそんな感じもしますが、町長、そのような中で今課長のほうかららしさ、南三陸町らしさ、どの点でそう言いますかね。実は何で今言うか、今でも遅いぐらいなんですけれども、案として出てきたときになかなかそれをこうだということではなかなか変えられないんですよね。今でも多分私が一方的に述べてそちらは聞き置くだけぐらいにしかならないのかなとそんな思いもしますが、とりあえず南三陸町らしさ、特色、よろしく。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 非常に端的な、理念的なご質問でございますので、お答えするものもなかなか難しいというふうに思います。ただ、先ほど行政頼みと言ったのは従来のように行政が政策をつくって旗を振っても、これはなかなかこの問題は解決しませんよという意味で行政頼みではなかなか解決しないというお話をしたのであって、そのところはひとつご理解をいただきたいと思います。

それから南三陸というのは一体何なんだ。ご案内のとおり、地方創生に取り組んでいるのは全国で1,600市町村が取り組んでございます。それぞれがらしさを求めながら、今地方創生の戦略会議の方向性を今打ち出そうとしてございます。ですから、そういう中で南三陸らしさと言えばこの風土だと私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） わかりました。そういうふうなことで、風土が南三陸らしさ。課長も、課長は東京のほうから来ていますよね。ここのよさは十分認識していますよね。それらを生かして町長が今言ったような風土、実際にまとめてくるのはあなたのほうだと思うんです。課長の思い、特色、出せますかね。これ、町長、それでもって最終的にはいろいろな会議の中で判断するわけですけども、そういう、要はよそからの目線、これはかなり大事なものです。その辺、町長、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 地方創生で私、一番考えなければならぬと思っているのは本当に豊かなことは何なのかということを考えるのが、私は地方創生の原点にあるんだと思っております。



す。ですから、東京の一極集中とかあるいは東京にあこがれる方々もたくさんいらっしゃいます。それはそれで、その方々の豊かさはそこに求める。我々の地域の豊かさは一体何なんだと言え、私が言わなくても菅原辰雄議員、篤とご承知だと思います。この地域に豊かな自然があって、豊かな食材があって、豊かな人情があって、それが南三陸らしさ、それを南三陸らしさの本当にそういった豊かなところを好んで来る方々がうちの町においでをいただければというのが、そういうことだと思います。

具体にもっと踏み込めといっても、なかなかこれに踏み込むといってもあとは政策的に皆さんに創生会議の中で皆さんにご議論をいただいたそのものをあとはどう具現化するというところに尽きるんだらうというふうに思います。ですから、なかなか理念的なご質問だけいただきますとなかなかこちらもお答えするのに大変苦慮するんですが、考え方としては私は地方創生の考えというのはそういうことが根底にあるだらうと私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 今町長言ったように、風土、本当に豊かなことを私ももちろん存じますし、それでもっていろいろなことで売り込みはしているつもりであります。ただ、戦略ですからここで私はこうだと言ってもこれを売り込む方法とかさまざまあるよね。そうすると町長は震災後15万人ぐらいのボランティアさんが来て、それがリピーターとして南三陸町復興応援団とかそういうことをいろいろありますけれども、それはそれで評価はいたします。でも、もっと具体的に知らしめていく方法、方策も持っていかなければだめだとそんなふうに考えます。

それで、豊かな風土はいいんですが、今回のこれでもってないんですが、なかなかこれは町独自でどう考えるかということちょっとお伺いしておきたいのが、内陸部である入谷、私は日本の原風景だということで威張っていますけれども、そこもいろいろなことでボランティアさんをアレしたりして、入谷地域でも農業にいろいろ力を入れていますが、全体的に高齢化社会を迎えて本当にことし、来年、再来年という田んぼ等も荒れてくる、山も荒れるということは目に見えています、今回の地方創生の中で町としてそこへの取り組みの考え方とかはお持ちでしょうか、お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 地方創生の基本的な考え方といいますか取り組むべきことというのは、多分菅原議員篤とご承知だと思いますが、多分今ご質問の部分は総合計画、南三陸町総合計画の中でその辺は議論すべきものだらうと私は思っております。地方創生でその分野につい

て踏み込むということはございませんので、そこはご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 私、今あえて触れたのはこの中で長期ビジョンの次に総合戦略骨子案というのがありまして、これもこの中で各市町村は地域間の広域連携を積極的に進め、総合戦略に反映させる。都道府県は市町村レベルの地域課題をみずからの総合戦略にだから、ここでこういうことだっただけ出していくのも私は一つの方法かなと私はそういうふうに解釈していたもので伺ったわけですけれども、町長、これ、いかがです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 例えば個別の計画ということではなく、これはある意味大局に立った形の中での考え方です。今、例えば高齢化で入谷というお話をいただきましたけれども、基本的にこの東の西地区、高齢化率とすればここが一番高い地域になる。そうすると、南三陸町として高齢化対策をどうするんだというのはそういう高い視点で考えていかなければならない、そういう問題だと私は思っております。それはまた違う土俵の中でその高齢化の対策の問題については、当然考えていく必要があるというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） なるほど。私はそういうふうに思ってアレした。別の分野でということであれば、それはそれとして了とするものであります。総合戦略も全国一律に1,600自治体でやるというのでありますから、繰り返しになりますけれども町として本当に特色ある、特色は町長が先ほど言いましたけれども、あとはどういうふうにして知らしめて豊かな町、誇れる町、町長がいつも言っています小さくてもキラリと光る町、そういうのは片方の日の当たる面があって、片方は日陰でしょぼしょぼとなって消滅寸前だというそういうのではだめなので、いろいろな意味で、町長、目配り気配りしながらみんなでキラリと光るまちづくりに邁進すればいいのかなと思いますが、町長、その辺の考えを伺って私は質問を終わりといたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今お話しいただきましたように、基本的にこういった人口も大変減少しているという状況でございます。そういった中で、この南三陸町という町が全国に、ある意味今回の震災で、残念な震災でしたが南三陸の名前が全国に知れ渡ったということもございまして、そういった南三陸らしさというものをみんなで模索しながらこの町をつくってい

きたいと思いますので、今後とも議員の皆さん含め皆さん方力を合わせながら頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で、菅原辰雄君の一般質問を終わります。

通告5番、今野雄紀君。質問件名、簡易的な指定管理制度の導入を、2町民の足の確保について、3職員の服務規定について、以上3件について一問一答方式による今野雄紀君の登壇発言を許します。6番、今野雄紀君。

〔6番 今野雄紀君 登壇〕

○6番（今野雄紀君） きこの議場を後にし、帰りの車の中、いつも聞いているラジオ番組でジョン・レノンの特集をしていました。そして、夕べと申しますか今朝がた、2時ぐらからこれまたいつも聞いているラジオ深夜便でもレノンの特集をしていました。真夜中、ジョンの歌声を聞きながら今ここの日本で平和、反戦、いろいろな願ひ、思いが必要とされているのではないかなどと思ひながら考えながらしみじみ耳を傾けていました。今月の広報の30ページ、南三陸町合併10周年記念ラジオ深夜便の集いという公開収録のお知らせが載っていました。私ごとで、用事でさきの10周年の記念行事には出席できなかった折、きょうの帰り、郵便局で往復はがきを買う予定です。ジョン・レノン、平和、反戦とはほとんど関係がありませんが、さきの通告3件、議長の許可をいただき一般質問させていただきます。

まずは1件目、壇上より質問事項として簡易的な指定管理制度の導入をということで通告させていただきました。実際はこの後上程されている本物と申しますかひころの里のような形の指定管理ではなく、どちらかというとな委託業務に近い形でのそんな制度を導入する考があるのか。もしくは導入することが可能性があるのか伺っていきたく思います。先月、気仙沼への用事で何度か足を運んだ際、市内クボホームの手前の信号待ちのとき、45号線の花壇の中にこの花壇は、例えば条南中学校さんで管理していますみたいな小さな立札を幾つも目にしました。このことをヒントに、今回の一般質問の1件目はこの事例をヒントに私が常々指摘と申しますか発言させていただいている町の小さな公園の草刈り、小規模な施設などの美化を主に目的とした管理保全を協働のまちづくりをうたっている中、何らかの地域の方たちの協力をしてもらい実現できるシステムをつくれぬかということが1点。なお、その際にグラウンドゴルフをやっている元気な年齢層の方たちを初め、各種いきいき教室などに通っている元気な方たち、家の中や部屋の中に閉じこもりがちな老人の方たちを巻き込んでボランティアとしてではなく1日1回の作業に出て何も5,000円だ1万円だというのではなく、例えば1回1日出てお弁当ぐらひ、1,000円ぐらひでも十分生きがいくつくり、そして健康

づくりに取り組めるのではないかと思われる。そういった取り組みについて、実現できるのかできないのかを含めて質問させていただきます。

12月定例会、折しもボーナスの月、私もいただけるようです。派遣社員初め臨時、そして非正規雇用の方たちがどんどんふえているという時代の流れの中少しでも、それこそボーナスの半分でもそれだけの価値あるまちづくり、今なお仮設に暮らす町民の方たちを初め家を再建した方たち、これらの方たちが少しでも暮らしやすい町になるようにという思いのもと、半面申しわけないという思いのもとに質問をこれから続けさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、今野雄紀議員のご質問の1件目、簡易的な指定管理制度の導入についてお答えをさせていただきたいと思います。

指定管理者制度につきましては、平成15年9月施行の地方自治法の一部改正によってスポーツ施設や文化施設といった公の施設の管理方法が管理委託制度から指定管理者制度に移行したものであります。これまで公の施設の管理を外部に委ねる場合は、公共的団体、いわゆる外部団体ですが、に限定されておりましたが、法の改正によりまして民間事業者、NPO法人などとも可能としました。本町では平成18年9月から指定管理者制度を採用し、平成の森や神割崎キャンプ場など8施設において指定管理者による管理がなされているところであります。

さて、議員ご質問の簡易的な指定管理者制度の管理であります。指定管理者が行う公の施設の管理とは各施設の設置目的に沿って行われる包括的な管理であって、警備や保守、あるいは清掃などといった個々の業務は簡易といえども指定管理者制度には該当いたしません。本町が震災前に行っておりましたアダプトプログラムについてご説明をさせていただきます。この制度は道路や河川、公園などの公共施設をボランティア活動に意欲を持つ地域の皆さん、企業の方々に清掃や美化活動を行っていただく仕組みであり、震災前には本浜地区の老人クラブを中心とした漁港沿道の緑化活動や十日町三四会による公園清掃活動、桜沢愛林組合に国道清掃、緑化活動等を行っていただいた経緯がございます。このような活動に一定の行政支援を行うことによりまして、町内ボランティアの方々に住民参加のまちづくりのお手伝いをいただきました。

高齢者の方たちの生きがいがづくりの一環という意味におきましては、今後復興の進捗状況により一定の住民自治が確立し次第、本制度を再開し、その地域で暮らす高齢者等が各施設での環境美化等を目的として自分たちが暮らす地域への愛着や誇りを持つことによってボラン

ティア活動への参加意欲が高まることを期待しているところであります。総括して言えば、可能であるということですのでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 町長より今答弁いただきました。私も冒頭質問で申したように、本来の指定管理とは違った簡単な管理ということで、それで答弁としましては震災前のアダプトプログラムの実績というか取り組みがあったということで答弁いただきました。そこで、それを私今回質問する際、質問の内容としましてはこのようなアダプトプログラムの再開というんですか、そういったことが今の答弁によって求めていくことが主になると思うんですが、このアダプトプログラムに関して、今後何らかの形で再開していくつもりというか可能性があるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今の答弁でお話ししましたように、従来南三陸町として活動していただいたこの制度、これについては今この時期になりましたので、そろそろいろいろな高台移転等々を含めて進んでまいりましたので、その際にはまたこういった制度をもう一度立ち上げていきたいということをお答弁させていただきました。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今後、続けるというか何らかの形で検討できるということでもわかりましたけれども、そこで先ほど言った漁港周辺及びそういったところよりも実際国道沿いとかの管理というかそれを何か私今回の質問に対しまして実際気仙沼の市役所さんと登米市さんに行っているいろいろなそういった事例をちょっと聞いてきたものですけれども、気仙沼の国道沿いの私最初に質問した際の花壇の手入れ等は何か花の道45花いっぱい運動ということで取り組んできたという経緯でした。平成6年度から花壇の整備を始め、平成18年、ちょうど国体の年ですか、そのときに花で迎えるというそういう当町でも何か記憶に花壇に花植えの記憶がありますけれども、そしてその後国体を終わった後に平成23年花の道45へ取り組んできたという経緯であるようです。

そこで、私一番今回聞きたかったのは、その際の事業費、国道沿いの事業費についてどのようになっているんだということでも聞きました。そしたら、花壇自体は市のもので、その周辺は国道なんですけれども、その管理において気仙沼市さんでは国から交付金というか補助金をもらっているということで、そこでその花壇を整備している。そういう手法だったものですから、今後うちらほうの町でも何らかの形でそういう手法をとっていくような考えという

か気持ちが可能ならばあるのかどうか、もう一度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 補助制度があるかないかについては担当から説明させますが、今野議員も毎日といいますか議会のときに役場に入ってくるときに、沼田の信号のところを通って行くと思いますが、つい先日、あの場所に今葉ぼたんが植わってございますが、あれは商工団地協議会の皆さん方がもう10年以上、全部自腹で自分たちで秋とそれから春というふうに、自分たちで管理をしながら植えていただいている。そういった環境美化運動を継続的にやっていただいているという経緯がございますが、いずれ他の地域においてそういった活動をするときに補助制度がどうなのかというのは担当課長から答弁をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 多分補助制度というのは基本的にはないんだと思います。それで、あるのが多分国と市が委託契約を結んでいるんだろうと思います。先ほど町長の回答の中にも大森地区の老人クラブがというくだりがありましたけれども、実はあれは県の漁港のほうから清掃委託という形で事業を町が受けておりまして、町からそのクラブのほうに一定のお金をお支払いをしているという状況でございますので、システムはそれと多分同じものだというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 一応可能だというような答弁ですけれども、そこで町長今答弁あった信号の近くの協議会さんが自腹で管理しているというそういう箇所もあるという事例を答弁いただきました。そこで、このごろというか今言ったのは国道沿いの信号の手前の右側ですか。ライオンズクラブでやったとかというそこではなく、一応その確認をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 45号線から戸倉のほうから来て右側の花壇ということになります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） そういったところもできればというか私気仙沼さんの花壇ではないんですけども、自腹で何年もやっているところですので、それを敬意を表するという意味も込めて小さな立札なり看板、何々協議会さんで管理していますみたいなものをつけても今後のこういった運動の広がりを考えていく上で効果があるのではないかと思います、そのところ、細かいことですが。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災前のアダプトプログラムにつきましては、それぞれの担当していただいているところにはちゃんとそういった看板をもちろんつけるということになっておりまして、ほとんどつけてございます。ただ、こちらの商工団地協議会の皆さんは自主活動ということですので、あえてそこまで望まないということです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。そういった形で進めていく上で、次は後半に聞いた健康づくりの一環としてこういった形の取り組みができないということで、もう少し詳しく答弁いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） どうもすみません。具体的に質問させていただきます。先ほど課長答弁あった例をとらせていただきますと、県の漁港の管理をそういった形でやっていたという答弁がありました。そういったものと同じような形で、私近場の話で大変恐縮なんですけれども、このごろ黒崎のパーキングの下のほうに公園なのか何が目的なのか結構眺望の優れた施設と申しますかスペースができたんですけれども、その半分海側のほうがコンクリートでして、山側というか道路側のほうがただの土なんですよね。そこで今後何年も経過していく上で多分草がぼうぼうになったりごみがいっぱい落ちると思うんですけれども、そういったものの管理を県のほうから委託してもらって、そしてうちらほう林の行政区なものですから、黒崎行政区なものですから、そういったところの有志なりどういう形になるのか、可能ならばアレなんですけれども、そういったところに委託してもらってその地区の方たちに管理してもらおうというそういう方式がとれるのかとれないのか。現時点での状況を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） あの場合につきましては、一番近いのは今野雄紀議員のお店ですので、今野雄紀議員が先頭に立って私こういう活動をやりたいということで黒崎の地域の皆さんにお声がけをしていただいて、そこでグループをつくってそしてそこでいろいろなお花を植えたり何なりというのは可能なんでしょう。ただ、補助というか制度的にどういうふうになればいいかというは、あとは建設課長のほうから答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 気仙沼の例に戻させていただきます。たしか、気仙沼バイパスができたときにちょうど仙台側の入り口のところから田中前のところまでずっと花壇が続いてお

ります。花壇以外によくよく見ていると春先とかに草を刈っている姿が見られます。多分、あれは国道沿いの草刈りの業務をしていただくということで、その代償という形で多分団体のほうにお金が流れているんだろうというふうに思っていて、花壇をつくったからそれに対してのお金ではないのんだろうというふうに考えてございます。それで、市では地区にそれぞれ割り当てをしてよく見ますと地区ごとに看板が立ってございます、ここは地区がやっていると。

それで、当町の状況を見ますとこれまで県道、それから国道に花壇をつくらせていただきました。残念ながら、数年しますと皆さんなかなか後継者がいないということで花壇を実はコンクリートで囲ってしまうといいますがそういうふうな状況に今進んできている状況でございます。震災前の話でございますので、震災後、どういうふうにそれが変わったのかどうかまだ確認はできておりませんが、いずれそういう経過があったということをご理解いただきたいと思えますし、それと多分一定の距離といいますが数量がないと県のほうも県、国になるかどちらかわかりませんが、多分そういう制度にはなじまないんだろうと思ってございます。それと、先ほど大森だけ言いましたが、志津川漁港の清掃活動ということでたしか袖浜のほうから市場のあたりまで全ての面を月1度清掃するという契約になっていますので、その辺の規模といいますがその規模感が多分大前提にあるんだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の課長の答弁に対してなんですけれども、さすが課長、仕事ができると申しますか、私気仙沼に行って聞いて、この予算の説明書ももらってきたんですけれども、まさにそのとおりでした。気仙沼バイパス緑地管理作業委託金ということで、本来500万円近くの市の予算のうち330万円ぐらいは国からの委託金で賄っているということで、それらをいろいろな項目に使い分けて、花壇の管理ではなくその周辺の管理をする、花壇のあたりの、あそこは2車線予定の道路だったので広い部分の管理をするというそういう名目での委託金ということでした。それはそれとしていいんですけれども、今後当町で何らかの形で考えていく場合に、今建設のほうの課長から答弁ありましたけれども、私のこの思いというか、思いではないんですけれども、質問のひとつの方策としましては高齢の方の生きがいつくりの一環としても何らかの形でこういった先のことを見越すと震災の復興が終わった後に買い取った町有地、その他いっぱい公園のような公園でないようなところがいっぱい出てくると思うんですけれども、そういったところの管理をより管理しやすいようにというか費用をかけ



ないようにするためには今のうちから高齢の方とかそういった方たちを巻き込んでの取り組みも大切ではないかと思うんですけども、そういった健康づくりに関してはどのような形で町長とか関係、取り組まれるのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災以来、引きこもりという形の中で高齢の皆さん方を中心にして生活不活発病ということも指摘をいただいておりますので、外に出てそういった体を動かすということについてはまさしく健康づくりにつながるというふうに思いますので、ただ、こちらから強引にというわけにはなかなか参りません。地域の皆さんが自主的にやっただけのような、そういう環境づくりも大変必要なんだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） そこで、町長今自主的な取り組みということで答弁いただきましたけれども、私思うにはよく今回まだ町長からの答弁で予算とか事業費はどうするんだという問いが返ってくる人が多いんですけども、私ひとつの考えとしては毎年このごろ取り組んでいるまちづくりの補助金を出しているそういった枠の中から特定とかある程度一部分特定してこういった草刈りとか小規模な管理の委託業務に対する補助金というんですか、そういったちょっと言葉では説明できないんですけども、そういうカテゴリーを設けてまちづくりの補助金を出すことも一つの考えだと思うんですけども、この件に関していかなものか。

あともう1点は、ふるさと納税の使い道の一環としてこういった高齢者の方の生きがいくりのためと、あと町の美化のために両方兼ね合わせて使えるとそういう使い道もできると思うんですけども、そういった考えができるのか、あるのかなのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 花等については現物支給ということは可能だと思いますが、果たしてそこで人件費といいますかそういうものを出せるのかということになると、これはまた別次元になってくるというふうに思います。ふるさと納税、使えないのかというお話、それが人件費に使えるということは多分ないというふうに思います。いずれにしましても、ふるさと納税はそれぞれの皆さん方の用途がございますので、それに沿った形の中で利用させていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 一応、環境対策課のほうでボランティア活動団体の方々に良好

な生活環境とか景観を整備するなどして緑豊かな美しいまちづくりを進めるというようなこと  
の目的でして、毎年ボランティア活動の方々に花の苗をお配りさせていただいて、昨年、  
今年度と大体8,000株、それぐらいの量をお配りさせていただいていまして、例年ですと6団  
体から8団体ぐらいの方々からの申し込みがございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今課長からも答弁いただいて、花の苗を配っているということですが  
けれども、その前にさかのぼって町長の人件費という考えではなく、私一番最初に質問したとき  
に人件費等でしたら1日5,000円で1万円だというそういう予算というお金が必要だと思う  
んですけれども、それを高齢の方たちの励みというんですか、何と言うんですか、ただだ  
アレなので、本当お弁当程度の1,000円前後なりのご苦勞賃みたいなものを人件費としてでは  
なく何らかの形で持っていければよりよい健康づくりになるのではないかなと思うんですけ  
れども、その件に関してもう一度だけ伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 財源を補助金として交付するわけですから、全体的に公共の福祉、  
公共性の担保がなければなかなか制度設計では難しいかとは思いますが、基本的に。ただ、そ  
の内容が確かに6番議員のお話のとおり環境の美化、また老人福祉の健康につながるとい  
うことでありますので、一概に人件費100%だめとは申しませんが、制度設計をするに  
当たって当然上限枠、補助率等も決めなければなりませんので、そこらを総合的に勘案して  
からの制度設計になろうかというふうに思います。100%否定するものではございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今課長あった答弁、財源的には否定できないということなんですけれど  
も、私先ほどから再三確認したかったのは町長もそうなんですけれども、町長はこういった  
取り組みに対して高齢の方たちの生きがいつくりになるかならないかというそういう部分を  
もう少し詳しくというかはっきり聞かせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 最初の答弁で、私生きがいつくりの一環になるということで答弁させて  
いただいておりますので、間違いなくそうだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） いつも町長の答弁早かったもので私もメモし切れなくて申しわけござい  
ません。

そこで、今そのような一環としてなるということですがけれども、もしこういったことは町長への質問なんですけれども、具体の保健関係の今回ケアセンターのほうに移られるわけですがけれども、よりよい体を動かし、そしてなおかつ町の美化にもつながり、そして生きがいにもつながるようなそういう取り組みというのは課を越えていろいろ担当課とできるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 課を越えるかとかの問題ではなく、もう震災前に既にこういう活動はやっていたということですので、それは再開できるということですので、やれるということですね。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私も詳しい答弁欲しかったんですけども、町長の今の答弁でわかりました。こういった私の今回質問したような小さな施設及びそういったところの管理は今後アダプトプログラムの再開を期待するというので1件目の質問を終わらせていただきます。

○議長（星 喜美男君） ちょっとお待ちください。

暫時休憩をいたします。

再開は2時45分といたします。

午後2時26分 休憩

---

午後2時44分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

15番山内孝樹君が退席しております。

今野雄紀君の一般質問を続行いたします。今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 前議員の一般質問に注視し拝聴させていただきました。なるべく重複しないよう質問させていただきたいと思います。

そこで、町民の足の確保についてということで、今回は復興に向けてバス、町民バスこれらを何らかの見直しを迫られていると思われる中、現在のバス路線から登米市のジャスコ跡初めほかの自治体の仮設への循環が必要なくなった時点では新たなバス路線を構築と申しますか検討していく上でBRTを活用することによって路線のスリム化、事業費の削減、利用する町民の方たちへもバス代負担の軽減につながるのではないかという思いから質問させていただきます。地元にと仕事を取り戻すという今回また参考にする本なんですけれども、田

園回帰1%戦略という本の中に北陸島根のまちづくり構想のコンパクトシティの地方版と申しますか田舎版で里の駅の構想、その里は郷ひろみの郷と書くアレなんですけれども、その郷の駅構想というのが載っていました。中山間地域の特色、無数の集落が散らばっている中、分散的な地域に必要なハブアンドスポーク構造というシステムが我が町のバス路線を編成する上で十分検討に値するのではないかとということをメインに、通告の質問要旨として今後の町民バス等の運営についてバスの利用者の運賃負担の軽減への方策、新たなバス路線は次々と完成していく復興住宅、団地へ向かう方たちの足の確保を含めどのようになるのか。4つ目としまして、BRTを何らかの形で活用した路線計画ができないかということで、2件目として以上のことを伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、今野雄紀議員のご質問の2件目、町民の足の確保についてお答えをさせていただきます。

まず、今後の町民バスの運営についてであります。町民バスにつきましては平成28年、来年になりますが、4月より有料運行への移行を予定しております。移行後は各事業者が主体的に運行管理を行い、路線の維持確保、調整役などを町が担うという官民連携方式により推進していくこととしております。これによりまして、それぞれの役割分担が明確になり、事業者の持つ知識と技術を最大限に生かすことでより質の高いサービスを提供しようとするものであります。また、バスの路線につきましては現状をベースに復興事業の進展にあわせ柔軟に対応しつつ、最終的には復興事業完了時に恒久的な路線を構築したいと考えております。

次に運賃の負担軽減についてであります。ご承知のとおり震災前においては乗車距離による運賃が異なる距離制を採用して、身体障害者手帳の交付を受けている方などへは一定程度運賃を減免する措置を講じておりました。しかしながら、本町の現状におきましては東日本大震災の影響から居住形態が分散していることから、移動距離、時間が震災以前より大幅に増加していること、加えて料金については負担軽減措置も含めて料金を支払う側、授受する側の利便性も考慮し、今後細部を検討していくこととしておりますので、決まり次第に議員皆様に改めてご報告をさせていただきたいと思っております。

続いてBRTを活用した路線計画についてであります。さきの定例会における一般質問の際にもお答えしましたとおり、BRTを地域公共交通の幹に、町民バスを枝葉と位置づけ、連携を図る必要があると考えており、具体的にはJR気仙沼線の駅をそれぞれハブ駅と位置づけ、BRTは極力一般道にはおろることなく、ハブ駅間の専用道を活用して輸送すること

がBRTの特性を最大限に生かすことにつながるものと考えております。一方で、町民バスにつきましては車両も含めてその特性を生かすため集落間、または集落からハブ駅までの輸送を担うことが町民バスの役割だというふうに考えております。このように、それぞれの役割分担が明確になることでそれぞれが最小の経費で最大の効果を得られるものと考えているところであります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今町長より答弁いただきました。前議員のときの質問の際の答弁も少し記録していたんですけれども、今回役割分担、当面は路線の現状ベース、そしてその後恒久的な路線を構築していくということで答弁いただきました。運賃の減免等は身障者等を検討するのかもしれないのちよっと聞き漏らしたんですけれども、実際のBRTの活用についてハブ駅ということで、私当初質問したようなことの答弁そのままなんですけれども、実際恒久的な路線を構築していく上でBRT活用の実現性というか答弁ではいただいたんですけれども、よりもう少し具体的な説明というかいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大体詳しく説明したつもりでございますが、基本的には従来の気仙沼線の鉄路からBRTにかわって、そのBRTの部分につきましては基本的には45号線を背骨にといいますか、そこをBRTに担っていただく。したがって、町民バスにつきましてはそのBRTの幹の部分、背骨の部分に接続する、その分野を町民バスに担っていただくという考え方で、こうすることによってお互い最小の経費で最大限の効果を発揮できる。そういうふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 6番議員、1番から4番まで通告されているから、一問一答方式ですから、1番から1つずつやっていったほうがいいと思います。今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 通告4番だったんですけれども、前議員の答弁聞いていまして私としてはそれ以上の今回質問しても同じような答弁が返ってくるのではないかとそういう思いの中から……。

○議長（星 喜美男君） では、4番だけでいいということですね。

○6番（今野雄紀君） はしよって、これからの質疑というか質問の中でやや前後するかもしれませんが、4番やって次1番から戻るといふそういうことは一応考えていませんので、今後このBRTを活用してこれから質問に入りますけれども、どういった今構想の段階なんですけれども、現在のようなクモの巣のような路線から今町長答弁あったようなハブアンド

スポークですか、この方式は飛行機などでもよく採用されている方式なんですけれども、こういった形にすることによって従来のクモの巣のような路線にすることとハブ形式にすることによる経費の削減がどのような形でいく。これから構想する上でアレなんでしょうけれども、どれぐらい軽減できるのか。そしてバス代として従来は200円もらうところを、例えば100円、50円になるというそういう具体の見通しというか今のところでお持ちでしたら町長初め担当の方に伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど料金体系等についてはまだ細部について検討してございません。新年度からの新しい路線形態、有料という形の中でこれから詰めていくということございまして、基本的にその中でどのようにあとは町民バスを運行するのかということについてのルート等を含めて細部を詰めていかないとならないということですので、今どの辺が経費が削減ができるのかということについては、まだ試算はしてございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 具体のアレはわからないということで、経費は今のところ打ち出せないということで、わかりました。そこで、私も今回この質問する際にハブアンドスポーク方式についてなんですけれども、BRTを幹にするということだとハブの部分というか、例えば戸倉地区、歌津地区、入谷地区、いろいろハブの部分が分かれるんでしょうけれども、こういった形式というか方式をとることによって従来の運行回数というんですか、例えば今までだと1日朝晩とお昼ごろの病院の帰りぐらいの時間にあわせて3回ぐらいだったというのが、こういった方式をとることによって、例えば1時間半おきとか2時間おきとか、そういうことも経費というか事業費の許す限り検討できていくのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、JRと町民バスを連携した地域公共交通のスタイルということとはご理解をいただいていると思います。その前提で料金、利用者のご負担、そういったものがどの程度影響が出るかという部分については、先ほど町長が申し上げましたとおり試算中ということになりますが、いずれ病院とかそれから商店街への買い物の用足し、それから一部職場へ通勤に使っておられると大きく3系統になると思いますので、それらを網羅した形でなおかつそれぞれの目的地にできるだけ多くバスをどれだけ出せるのかということも含めて検証中というところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の課長の答弁でできるだけ多くのところにバスを出すという検討をするということでしたけれども、そこで私今回の一般質問でBRTを町長1回目に答弁あったようにぜひとも幹の部分として利用してほしいというしてもいいのではないかという構想のもと質問したので、答弁的にはほとんどいただいたんですけども、先ほどの前議員の質問の中で私の前の3つの質問とも重複するんですけども、その件に関してこれから少し伺っていききたいと思います。

今課長、できるだけ細部のほうまでというそういう答弁ありましたけれども、私はこれからの時代というか先ほど町長、詳しいというオンデマンド方式について答弁聞いていましたけれども、私は新たな弱者の対策としてこれから町長に2つのことを伺っていききたいと思います。総務省か国交省、ちょっと忘れちゃったけれども、新聞に自家用車の乗り合い化、白タクみたいなのが法制化で可能になるというのを新聞で知りました。この新聞を見て、将来的に先ほど前議員の再三質問していた交通弱者と言われている方たちの地域の方たちにとってはそこに住む地域の方たちの協力を得て、それこそ町が目指している協働のまちづくりの観点から町民バス初め今後スクールバス等の運営も兼ねるというまでにはいきませんが、補完的な形で今のうちからこういった方式で何らかの形で対策として検討していくことも一つのヒントというんですか、具体例として大切だと思われませんが、この件に関して1点伺いたいと思います。

あと、もう一つの弱者対策と申しますか有効に使える方策の一つとして、これは制度上と申しますか行政上の縛りその他でいろいろあると思いますけれども、例えば行政区ごとでカーシェアリングのシステムを何らかの形で町民バス、スクールバスの代替というかなり得る可能性もこれからの今後の時代の流れの中で検討できるのでは、検討していく必要もあるのではないかとそういう思いからこの2点に関して町長の今後の交通弱者対策の一つの解決の方策の一つになり得るのではないかという思いから質問させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 残念ながら、詳しく内容等については把握してございませんので、明確な答弁というのはなかなか難しいと思いますが、1点目につきましては、例えば前にもちょっと答弁したかと思いますが、一定程度エリアを決めた中でその中でお互いに乗せて歩くとかそういうのは可能だということもちょっとお聞きした経緯がありますが、いずれそれが果たしてそのエリアだけで済むのかという問題です。

それから2点目のカーシェアリング、そこはどのようにすればその地域で可能なのかという

ことについて、これはなかなか今この場所で私のほうから答弁は避けさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 乗り合いバスの第1点目のほうなんですけれども、町長も突然言われても基本的な考えも何も伝えることはできないと思うので了解しますけれども、私はこういった方式は先ほど前議員の答弁でもあったんですけど、今度ハブ形式になってハブ駅までの送迎というんですか、乗り合いというかそういったものを町で1回何人乗せたら幾らぐらいの補助というか補償、何か事故あった場合の補償関係も安全安心の観点からも制度上クリアできればより有効なバスと併用して耐えることができ、十分使えるのではないかとこのようにいう思いも私自身しているんですが、今後昔の当局の答弁ではないんですけれども、前向きに検討する余地は十分あると思います。そして、2点目のカーシェアリングなんですけれども、これも例えばこういった形になるかイメージとしては各地区の集会所に1台、以前の議会でも使っていない公用車というのも変な言い方なんですけれども、そういったものも充ててもいいでしょうし、例えば地域の人のものを借りてもいいでしょうし、いろいろな形でシェアリングしてそして経費を少なくして町民の足とすることもクリアする課題は多いかもしれませんが、今後人口の推移を見ていく中で十分必要なことだと思われませんが、もう一度最後の町長のこういった私のプラン等についての所見というんですか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 繰り返しますが、残念ながら私この問題について把握してございませんので、先ほど以上の答弁と申し上げられてもなかなかお答えはできないと思いますので、また折に触れてご質問いただければ私も勉強させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。この件に関してはきょうあすという問題でもないものですから、私も今後何らかの形で勉強させていただき、再度こういった形になるのかどういった形になるのか執行部のほうとやりとりさせていただきたいと思います。

そこで第2点目の質問なんですけれども、前議員の答弁もあった関係上、私町長からBRTを幹として活用していくという答弁をいただきましたので、2件目の質問をこれで終わらせていただきます。

次、続いて最後の3件目の質問に移らせていただきます。では、3件目、引き続き職員の服



務規定についてということで伺いたいと思います。現在新庁舎の完成、そして移転に向けて2階のすぐその男子トイレなんですけれども、トイレの張り紙にもあるようにコンサルを入れてのファイリングシステムの導入など各種準備、取り組みについて伺いたいと思います。

次に、さきの病院の完成を落成式の際確認させていただき、その立派さ、大きさに感嘆の極みでした。そこで今回の質問はよく住民の方たちが用事で役場に行くと職員がごちゃごちゃいっばいいて云々ということをよく耳にします。そういう言葉を耳にするたび、私は職員の不憫さに私も陰ながら胸を痛めております。そこで、新庁舎ファイリングシステムに移行の際、まずは形からではありませんが現在全国からの応援職員、緊急雇用で膨らんでいる臨時の職員、それらの大勢の方たちが懸命に仕事に励んでいることも事実です。しかし、震災から間もなく5年、職員の方たちの新しい庁舎へ入り新たなこれからの創造的復興に向けて意識を高めていく上でも職員の制服等の規定についてこのままなのかどうか伺いたいと思います。なお、時間が許すならば職務既定の当町の訓令の中から何点かも伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、3点目になりますが2点にわたっておりますので関連がございますから総括して答弁をさせていただきます。

さて、職員の服務につきましては地方公務員法にこのサービスの根本基準や公務員が職務遂行上、または公務員としての身分に伴って守るべき義務について規定がなされてございます。一方、職員の制服等の規定につきましては、南三陸町サービス規定第8条第4項に規定がなされており、その内容につきましては職員は公務員としての品位を傷つけないように身だしなみに留意して執務するように心がけなければならないとされており、ここで言う職員には町職員のほか臨時職員等についても含まれておるといふふうにご理解をいただきたいと思います。よって、議員ご指摘の職員と臨時職員等の明確な区別化につきましては法令上の規定はなされておりませんが、町職員と臨時職員等の見分けをつけることにより役場を訪れていただいた町民皆さんの利便性の向上につながるものと考えことから、当町においては身につける名札のひもの色により区別をつけております。具体には町職員等についてのひものは青です。それから臨時職員については赤のひもを利用してございます。使用してございます。新庁舎への移転に向けて、今後とも職員一人一人が公務員としての責任を自覚するとともに、服装等においても品位を失しないように公務遂行にふさわしい服装で執務し、より一層の住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今町長より公務員法を初め当町の服務規定について、それをもとに答弁いただきました。そこで、一つ伺いたいのは現在特段制服のようなものはないということですが、これから新庁舎に移って多分すっきりしているような職場の中でどのような服装で執務をするかということなんですけれども、私実はこの質問に際しまして先ほどの簡易的な指定管理を含めて両方あわせて近隣の自治体、気仙沼市さんと登米市さんに行って担当の課に行って、向こうも議会始まったり議会中だったり忙しい中、若干の話を聞いてきたんですけれども、そのことを例にと申しますか若干町長に質問したいと思います。

そこで、制服に関してなんですけれども、特段決まっていなくて先ほど第何条でしたか、それに見合ったようなということなんですけれども、私が別に制服を云々ということではないんですけれども、現在までの流れを確認させていただく上で登米市さんのほうではたしか前米山町時代に米山さんでは制服があったということを答弁いただきましたので、たしか当町でも以前ちょっともう震災からアレして思い出せないんですけれども、窓口だけだったか全職員だったか、制服のようなものがあったような記憶があるんですけれども、その件に関してどのような形……。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 旧町時代でございます。旧歌津町では男性職員のブレザー等の支給があったというふうに伺ってございますし、また旧町の志津川町の時代に女性の事務服の貸与がなされていたという過去の経緯がございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） もちろん今後もそういったことはないと思いますけれども、何らかの形でプロパーと臨時の方を分けるというわけではないんですけれども、確認する上で先ほど名札の色で確認しているということなんですけれども、現状今の時点ですと職員の方もよくイベントで使うようなスタッフジャンパーのような形のものも結構身につけて仕事をしているようなんですけれども、そういったことはそれでいいんですが、なかなか今後新しいところに移るといろいろ支障があるのではないかと思うんですけれども、今後の指導とかどのようなになるのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 実は、登米市において一部女子職員から制服を統一してほしいと旨の要望があったというふうに聞いておりましたけれども、その際アンケートで実施しましたところ、結果は統一しなくてもよいといった結果になったようでございます。確かに今野議

員のお話のとおり、特段基本的なルールというのはないんですけれども、公務員法上も公務員としての品位を損ねないようにというふうにしか規定されてございません。男性職員においては通常事務部門であれば当然スーツにネクタイというのが基本姿勢でございますけれども、中には女性職員で少し仕事着と普段着の区別がつけていないのが散見されるところがありますので、そういうところはしっかり管理職を通じまして指導徹底をしていかなければならないというふうに考えてございます。それで、新採の職員については庁内の新採の職員の研修の際に接遇のマニュアルは県の人事課で出しているものがございますので、それをベースに一応徹底をしております。また、職員研修、富谷の研修所に行った際にも初任研では当然接遇等の研修がございまして、その折に服装の乱れについてもしっかりと指導がなされているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今課長の答弁あったように、私登米市さんに行ったときもそのようなこともお話聞かせていただきました。最初制服云々の動きがあったということですが、私もその際に女性職員も制服だと楽なんだろうけれども、日々単調だと申しますか確実な仕事をしていく上で気分というんですか、きょう何着ていこうかなとかそういった悩みも一つの楽しみといたらおかしいですけども、ではないのかと思って、そのアンケートの結果、そう出たというので納得しました。

そこで、ひとつその際に聞いた際にここにいただいたこのなかなかいい登米市職員接遇向上委員会、ちょっと制服というのはつかないんですけども、昔何か制服向上委員会みたいなのをよく雑誌等で聞きましたけれども、それによると接遇というよりよい仕事をするためにというなかなか、簡単なものなんですけれどもあったものですから、当町でもこういったものを必ず取り入れるというのではなく、何らかの参考にして今後新しい庁舎のできた際の執務の体制というか形からの体制も整える必要があるのではないかと思います。そこで、そういった服装等に関しては今の答弁、町長の答弁でわかりましたので、今後質問の事項にもある服務規定に関して若干条を指定しまして質問させていただきたいと思っております。

そこで、訓告の第8条なんですけれども、8条について伺いたいと思っております。この訓告の服務規定も私聞きに行った際に両市の規定もいただきましたけれども、何らかのひな形があるようにほとんど当町のも、条は変わっていても変わらないような条項がうたわれていました。そこで、これは服装の問題ともかかわるんですけども、第8条について若干伺いたいと思っております。8条は短いので読ませていただきますと、職員は勤務時間（休憩時間を除く。以下、

執務時間という)中、みだりに執務場所を離れてはならない。職員は2職員は執務時間中に外出しようとするときは上司の承認を得るものとし、一時離席しようとする場合はその旨を上司に届け出る等常に自己の所在を明らかにしておくよう心がけなければならない。この8条を読みまして、私つくづく思っていたことの疑問ではないんですけれども、職員というか方たち、私いつも思っているのは庁内の執務も大切でしょうけれども、現場を確認することの大切ということを議員初め常々思っているものですから、そういったことが現場を確認する上でこの8条は何らかの考え過ぎかもしれませんけれども足かせになっているのではないかと、そういう思いがしたものですからこの件に関して町長になるか、考えなるのか、この取り決めというか指導がどのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長(星 喜美男君) 総務課長。

○総務課長(三浦清隆君) 基本は、今のご質問の内容とこの8条の内容は合致はしていないというふうに思います。当然、現場部門を持っている事業課におきましてはその現場の仕事ぶりを、仕事の内容も含めて確認するのが仕事でございますので、その際は上司にどここの現場に行つてまいりますということを伝えていただければ、公務として当然そこに出向くわけでございますので基本的な条項の整備のあり方としては今野議員のご指摘のような内容ではございません。

○議長(星 喜美男君) 14番、三浦清人君が退席しております。

今野雄紀君。

○6番(今野雄紀君) わかりました。そこで私、先ほどはそういったことだということでもわかりましたけれども、現場を確認するにはそういったところに出かけるということなんですけれども、私言った庁舎内での執務の際に先ほどのスタッフジャンパーのようなものを着ているということは絶えず現場に行つて確認しているようなイメージを受けるものですから、今回の質問に対して制服というかももう少しはっきりさせたほうがいいのではないかとという旨での質問でしたので、この執務上の心得というかこれには多分課長の答弁のようなことだとは思っていたんですけれども、そういったイメージの違いもあるので今後検討というんですか、何らかの形で指導なり取り決めをしていく必要があるのではないかと思います。そこで、関連の質問にもここでなるのかもしれませんけれども、現場を大切にということで私は逆に今のようなジャンパーとかそういったスタッフジャンパーのような形でどんどん外に出てというか具体の例で言いますともう何度もこの席で発言しているんですけれども、地域担当職員制度に準ずるようなそういった仕事の方式というかにならないものか、関連なん

ですけれども今後の副町長も変わってその考えを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 服務規定と地域担当職員がどう結びつくのかちょっと私も理解に苦しむんですが、考え方として先ほど総務課長も申しましたように公務員としてのあるべき服装といえますか、そういったものは守らなければならないというようなことなので、庁舎内でジャンパーを着ている職員がいるということにつきましてはそれなりに一考を要するのかなとそういうふうには考えております。ただ、実際には被災後にこういうふうに職員が一斉にふえましたので、ロッカー等もございません。ですから、職員は自分の自席で着がえをするというような、そういう形になっておりますので、若干やむを得ない部分はあるのかなとそういうふうには考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 当面の今の復興の状態ではそのようなことだということで、副町長の答弁にわかりました。

地域担当職員制度に関しては一言もなかったみたいですが、通告にもなかったもので、今後場を変えて何らかの形で質問させていただきたいと思います。

続いて第16条についても伺いたいんですけれども、服務規定ということで質問出していますので16条、履歴事項の移動届ということですが、本籍、現住所、氏名、資格、その他移動なったときに速やかに所属長を経由して町長に提出しなければならないというそういう服務規定がございます。そこでひとつ伺いたいのは、震災後の移動状況というんですか、それがどのようになっているのか。例えば現住所、震災後の移動状況として当然職員も家を建てるでしょうから町内の移動もあるでしょうし、もしくは町外への移動もあると思うんですけれども、この移動状況がどのようになっているのか服務規定にうたわれていますので、その状況を伺えればと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 移動状況の届け出はまさしく規定のとおり総務課で提出をさせていただきますけれども、その移動者、職員も含めてですけれども、全体数がどのような割合で居住地が割り振りになっているかというのは集計してございませんので、今この場で明確な答弁はできません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、後日でもよろしいですので、その資料を提出していただけるよう

だったら提出いただきたいと思います。これは先ほどの地域担当職員制度の答弁があれば続けていきたいと思っていた条項の一つなんですけれども、今後このことに関してはこれまた場を変えて何らかの形で質問させていただきたいと思います。

ちなみに、移動状況に関しては今後、以前も私聞きましたけれども、幾ら三陸道が開通するに当然商工団地のインターができるにしろ、何らかの形で影響を及ぼすのではないかというそういう思いからの質問はこれからにさせていただきます。

最後、18条について伺いたいんですけれども、交通事故等の報告ということで、ほかの自治体でももっと別の形での報告等がありますけれども、処罰というか責任というんですか、罰則規定について関連なんですけれども伺いたいと思います。そこで、職員の仕事ぶりというんですけれども、安全安心のまちづくりを重視する余り、硬直化した仕事というんですか、私から見ると仕事のための仕事みたいなそういったことも見受けられないんでしょうけれども、実際の執務としてはそういった状況にも起こり得るのではないかというそういう思いがしています。そこで、訓令の最後なんですけれども、今回26年9月に改定になっていますけれども、今後交通事故の報告に関連するわけなんですけれども、少しの職員ですか、仕事の失敗というか新たな取り組みに対する結果を大目に見るというんですか、例えば職員が新たな仕事に取り組む際にとにかく失敗してもやってみろというそういうことをほのめかすと申しますか、そういったサービスの条文等は訓令としてつけ加えることができるのか検討は可能なのか伺いたいと思います。

あともう1点は、先ほどの移動ではないんですけれども、職員はなるべく町内に住居を構えたほうが良いという何らかの条文ですか、これは個人の自由ということで再三町長の関連の質問の際は答弁していますけれども、やんわりと申しますかつけ加える可能性と申しますか考えはあるのかないかということをお聞きさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、前段の部分の職員の居住地の関係でございますけれども、個人情報もありますので、あくまでも居住している人数、どこどこ市に何人現住所を移しているんだという形での、後でそれをお知らせしたいというふうに思います。

それとサービス規定に今今野議員のお話の内容を盛り込む。盛り込むことは可能なんだろうというふうに思いますけれども、ただ、あくまでもサービス規定というスタンダードな形でのこれは例規でございますので、今のところはそれはちょっと考えられないのかなというふうに思っております。当然、職員が仕事に取り組む姿勢というのは今野議員のお話のとおり、常に自

信を持って120%の力を発揮してもらうのが一番でございますので、いちいちそれを文言にして知らしめる何物もないのではないのかというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりました。そこで、今課長の答弁で120%という言葉尻を捉えるわけではないですけれども、私いろいろなまちづくり、例えば反骨の公務員町をみがくいろいろなタイトルあって、新聞にも各種取り組みで成功と申しますか効果を上げている事業がよく新聞に載っていますけれども、それは職員の120%のやる気というかそういった方たちの事例がほとんどです。ただ、そうするために必要なことは先ほど罰則規定ではないんですけれども間違いとか失敗を恐れない姿勢、それは何かと申しますと行政の仕事というのはあれこれ新たなことに挑戦してそして住民の福祉なり何なりの向上の結果がついてくるというんですか見えてくるのではないかと私は思っています。そこで、そういったことに取り組む際に一番大切なのはとにかく120%で何でもかんでもやれというのではなく、そこに大切なのは責任の所在だと思います。そこで、よく先ほど例にもとりましたけれども、例を挙げればいろいろあるんですが、いろいろな面で例えば森林関係とかきのうあったようなストーブの件に関してとにかくそれ一本で何かあらゆる取り組みをしていてするような方たちが職員の中から出てくるには何件もこういった例はあるんですけれども、とにかく刑事事件にならなければ何をやってもいいというそういう責任を俺がとるという上司に恵まれたというそういう言葉で記事がほとんど締め切られています。果たしてこの当町においてそのような雰囲気の実例はあるのかどうか。それをそういった考えを町長自身及びこの執行部の方たちが持てるかどうか。そういったことを強くではなくやんわりと確認させていただいて3件目の服務規定についての質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろな本をお読みになって、それを引用していろいろご質問をいただいておりますが、基本的に当町の最高責任者は私です。震災の年の4月1日辞令交付しまして全責任は私が負うということを課長連中に申し述べました。いまだにその思いは変わってございませんので、職員も何かあったら私が全責任を負うという立場の中で今我々は仕事をしておりますので、何でもかんでも今野議員が言うように先駆的な、あるいは改革的なことだけが職員の仕事ではございませんので、そこはひとつご理解いただきたい。

○議長（星 喜美男君） 以上で今野雄紀君の一般質問を終わります。

通告6番、及川幸子君。質問件名、1 これからの介護ニーズの状況把握を早急に、2 J R気

仙沼線を活用した観光振興策は、以上2件について一問一答方式による及川幸子君の登壇発言を許します。3番、及川幸子君。

〔3番 及川幸子君 登壇〕

○3番（及川幸子君） 3番、及川幸子です。ただいま議長より許可をいただきましたので、町長に質問いたします。

2件のうち1点目を登壇よりご質問申し上げます。これからの介護ニーズの状況把握を早急にとということで、居宅介護支援事業を昨年度で廃止したが、今後高齢者人口がふえていく現状にどのように対応していくのかお伺いしたいと思います。以上、登壇より終わります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、通告6番、及川幸子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員のご質問にありました町直営の居宅介護支援事業所の廃止につきましては、昨年12月の定例会でお答えいたしましたように介護保険制度開始当時、民間事業者が主体的に行う体制等が整わなく、町で居宅介護支援事業所を立ち上げて対応してきたところであります。その後、民間事業所が参入したことから町が実施をしてきた居宅介護支援事業を民間にお任せすることとし、町は民間事業所の育成と介護予防事業の強化をしていくため本年3月末をもって事業所を閉鎖しております。居宅介護支援事業閉鎖後は町で担当しておりました介護サービス計画については民間事業所へ移行し、要介護者が継続して介護サービスを受けております。その後、町内で事業を展開していた民間事業所の撤退等があり一時不足することが懸念されましたが、新たに12月に町内で1事業者が事業を開始したこともあり、今後はサービスの提供ができる環境が改善されるものというふうに考えております。

また、今後高齢者人口の増加対策としまして町として要介護状態に陥らないようにするため介護予防支援対策は行政が担い、要介護状態となったときの介護サービスについては民間事業者による提供といった形の役割分担を行うこととし、介護予防事業に力を注いでまいりたいと思います。病院と総合ケアセンターが一体整備され、来週から開所いたしますので、医療と介護の連携等により一層図っていくとともに、総合ケアセンター内に高齢者予防事業のためのいきいきルームや相談室を整備しておりますので、これらを活用して高齢者がいつまでも元気で暮らせるような施策を行ってまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまのご答弁をお伺いしますと、予防のほうに力を入れてこれから



はやっていくというご答弁、私もその意見に賛成でございます。その件からまず入りたいと思いますけれども、去年テレビ放映されました大川先生の予防のほうの、これは予防ではなく実際仮設住宅でのそれぞれ体が加齢によって衰退していく場面をその大川先生の指導によりまして大川先生1人の指導ではないんですけれども、町の包括のほうの協力によりまして大分レベルアップして施設入所もしないで地域で仮設でいきいきと暮らしていくというところのテレビ放映がありました。なるほど、私もそれそのとおりだということで感銘を受けたんですけれども、その先生の指導がずっと続いていけばいいのかなと思っている矢先、大川先生なんか続けてやらないような情報が入っているんですけれども、まずもってその辺、これからも大川先生と連携とって地域包括の人たちが高齢者福祉部門で皆さんの仮設回りを指導していけるのかどうか。そういう計画がこれからもあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大川弥生先生には入っていただき4年になります。これまで丁寧に初歩的なことから含めていろいろご指導をいただきました。一応4年という経過をいただきまして、一定程度我々の職員もスキルアップをしてきたということでございますので、ここはあとは職員たちが知恵を出して工夫をしながら進めていくということになるかというふうに思います。これまで大川先生にはいろいろお世話をいただきましたけれども、今回このようになったのもある意味大川先生の指導で職員がしっかりとした体制がとれるようになったということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） その点につきましたら大川先生の手法を受け継いでこれからもしっかりとした指導というものを町内の住民の方にやっていけると解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そのとおりです。基本的にずっと懇切丁寧にご指導いただいてまいりましたので、大川先生もさまざまなすごい立場の方ですので、あちこちまたいろいろな指導に活動を展開しているということでございますので、町としては先ほど繰り返したように職員たちが一定程度大川先生の考え方を理解をして今仕事をしているということになります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 契約は4年、毎年度の契約だったんですか。4年契約があったから終わりということなんですか。それとももう職員がそれを受け継いで引き継いでいけるという思いから終わりにしたんでしょうか。その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 契約ではございません。大川先生、最初ボランティアでお入りになってきて、それでうちの職員にいろいろ指導をして、そしてあとは謝礼という形の中でお支払いをさせていただいたという経緯です。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そういうことで理解いたします。それからその次には町内のヘルパー不足が懸念されているんですけれども、まずもってケアマネジャーです。現在ケアマネジャーが10数名いると思うんですけれども、一番重要なのはケアマネジャーのプランなんですよね。先ほど町長の答弁でも病院との連携を図りながら、私も時々新病院ができれば病院とケアマネジャーの相互利用というか病院を挟んでクライアントに皆さんで取り組んで情報がまず情報を共有することが大事だということを常々申し上げてきました。その中でケアマネジャーの存在というのは大きなものをウエートを占めるんです。それが例えて言えば1人のクライアントにお医者さんの訪問介護、訪問医療をやっていた患者さんがいるとすれば、その人にどういうサポートをしていくのかというのがケアマネジャーの仕事だと思うんです。その人が1カ月そのプランでやってみてどのぐらいの身体的機能が衰えないで逆にそれを維持していくか。あるいはその介護度によってどの程度よくなっていくか。それがケアプランの中身だと思うんです。そうしたことを考えると、1人35件ケアマネジャーが持っているそうなんですけれども、そこを医療機関とうまく調整できる要するにベテランの地域の特性を知った上で個人を常々見て気づいていける人がプロフェッショナル、そういう人がスペシャリストのケアマネジャーと思うんですけれども、先ほど1名の事業者が立ち上がったと言いますけれども、また新しい今度資格をとった方もおります。しかし、そういった観点からケアマネジャーということは大事な部門を支えていくセッションですので、新人さんいきなり免許とったから今月からケアプランというわけにはいかないと思うんですよ。そういうことからしても今町内にはケアマネジャーの年齢、どのような年齢層になっているかもしご存じだったらお答え願います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 年齢若い・高い、いろいろいらっしゃると思いますが、ただ、基本的にはケアマネジャーの資格をとるということはそれなりのプランをつくれるということでございますので、そこはひとつ誤解をしてほしくないんです。マネジャーとケアマネジャーとしての資格をとるということはそれまでずっと勉強してきて資格をとるわけですので、さまざま

まな制度も含めていろいろしっかりと勉強していただいているわけですから、ベテランだからよくて新人だからなかなかできないねという一くくりで考えるというのはいかがなものかというふうに私は思います。いずれ、詳しくは申し上げますが、基本的に1民間、町外の民間事業所が撤退をしましたがけれども、4月に新しくまた町内の民間事業者が入ってきたということですので、ケアマネジャー現在約11名ということになっておりますので、その中で対応ができていこうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） ただいま町長が申し上げましたとおり、町内には3事業所が今ございまして、ケアマネジャー11人で当たっている状況でございます。最近になって1事業所ふえたということで、新人のケアマネジャーだからいきなり35件は無理だというお話ではございますが、我々職員も新人時代から一般の当たり前の職員として扱われておりますので、ましてケアマネジャー、その職の専門職でありますので、そこは一気に35件受けるということも実際はあり得ません。と申しますのは、ケアマネジャーは介護を受ける方が選ぶものでありますので、町のほうで割り振りするものでもございませぬ。そのケアマネジャーさんの力量なりが評価されて段々とその事業所が潤っていくのかと思いますので、新人の方に対する指導につきましてはうちの包括支援センターのほうで助言指導に当たっていくこととなりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの答弁は論理的からいってもそう答えるのがスムーズな答えだと思いますけれども、現場はそう甘くないということです。人に接していく部分ですので、それを言っても皆さん理解が男性の方はまだ理解しがたい部分があるかと思うんですけれども、なぜこれを言いたいかといいますと、これからでは施設入所が待機がどの程度今待機の方があるかお願いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 待機について先ほどちょっと不足しておりました。ケアマネジャーの年齢層でございますけれども、ちょっと年齢層まではうちのほうでは捉えておりませぬ。それで、現在11名の、3カ所の体制11名ということで、各事業所とも近々に退職者が出るといったことも聞いておりませぬし、事業者として現体制を確保しながらやっていきたいというような回答を得てございます。

次に待機者の状況でございますが、現在町内の3施設につきまして総数で50名ほどの待機が

いるといった状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 施設入所に介護保険から給付がかなり出ていっています。今後、高齢者人口がふえてくるとそれがもっと今50人ですけれども、それがもっとふえていくような状況になります。そうした場合、私は思うのは前に以前震災前ですけれども、3級ヘルパーを旧歌津旧町志津川で大分とっていただきました。その人たちがなぜ今そういうヘルパーのことをしないかという、仕事がきつい割には賃金に値しない、あるいは震災があったのでそれどころではないというようなみなそれぞれの思いがあってその職につかないんでしょうけれども、これからは居宅介護ということが重要視されています。国のほうも施設ではなく居宅でそういうヘルパー使ってやっていきたいと思いますということにととてもとても施設に入る方だけを望んでいて介護保険がパンクしてしまいますからそちらのほうにスライドしていくという国の方針もありますけれども、そういった中でそういった3級ヘルパーなり2級ヘルパーなりとった人たちが100人以上はいるのかなと思いますけれども、そういった人を活用するための方策をこれからも考えていくことが大事だなと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 実際に講習会をして受けていただいて講習終了する方が20名弱ぐらいことしもいらっしゃいましたが、実際に介護の職につくといった状況には結びついておりませんので、その辺につきましてはこちらからも事業所をあっせんするなりといったことでせつかく資格を取っていただいたので、それが就職に結びつくような手立てをしていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 就職に結びつくといいますけれども、なぜその仕事につかないでそういう免許があるのによその仕事しているかという、それに見合うだけの賃金もらえないというところ、人それぞれの考えがありますけれども、それが一番だと思うんです。そういう中で人材がそれだけいるのにその人たちを使えないというのであれば事業所ではなく本業にするのではなくそれぞれ生活した中で例えばボランティア的な形でその地区だけ、例えば私が伊里前であれば伊里前の地区を休みのときヘルパー1時間とか自分でできるところを2時間とかというものを提供していただく事業所ではなくそういうケアヘルパーの組織というものを登録していただいて、そこから派遣というふうな形をとるのも一つの方法かなと思

うんです。その人1人を職として縛るのではなく、いろいろな方法があると思うんですけれども、そういう考えはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 今おっしゃる取り組みを町がやるというのはちょっと何か違うのかなという感覚がしますが、そういったことをやっていただくような働きかけなりを各事業所だったりNPOの方に相談を持ちかけることは町としては可能性があるのかなと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それでは社協さん、現在は社協さんと今そういう介護関係を事業者として居宅介護の部分をやっていただいていますね。ことしも平成21年からの推移していますと121年は震災前は100万円程度の仕事をやっていただいています、居宅の場合ですと。26年は130万円という年々震災後も伸びて需要が多くなっていることが明らかになっております。そうした中で社協の位置づけというものもあるかと思うんですけれども、その辺とタイアップするということはどうなんでしょうかね。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 社協さん、まさしく地域福祉の核となる事業所でございますので、介護保険の事業者という位置づけもございますが、介護保険の1事業者ということにおいては民間の事業者と同じ扱いになろうかと思いますが、介護予防の点から言えばその辺を担っていただく最大の組織であると考えておりますので、そういった委託事業を実施していただいているところでございます。

○議長（星 喜美男君） お待ちください。

間もなく4時を報ぜんとしておりますが、及川幸子君の1件目の質問が終了するまで時間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、時間延長することといたします。

及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それでは、ちょっと前に戻りますけれども、今現在のケアマネジャーの11人とおっしゃいましたけれども、その11人の中の半分は50、60代の人たちです。そうすると、これからニーズが多くなっていく中、そういうケアマネジャーを育てていくのも町の仕事かなと思われまますので、その辺のお考えをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） その辺につきましては、ベテランの方が多いということで現在は多くの件数を抱えながらやっつけていただいているところでございます。今後も地域包括を中心といたしましてその辺の助言、指導をさらに強化してまいりたいとそのように考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） では、この居宅介護事業を廃止したとき、町民に不便が来さないのかということを確認したら、それはないですということだった記憶をしていますけれども、まずもってこれでこのことにより町民の声としてサービスが3回受けていたのが受けられなくなった、1回しか受けられなくなった。それから精神の方が親の介護をしている方で時間がずれておむつ交換など入ってもらうのにずれてお母さんが大変交換時期がずれて大変なんだ。自分も精神病んでいる人はそれだけでパニックになりますからそういう人も現実にいるわけなんですけれども、そういうところをふえたからケアマネジャーが1件事業所がふえたからということですぐつながれないんですね、プランに入っていると。そういうマイナス面も出ていますので、その辺を住民の声を聞いているかどうかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 個別具体の例につきましては種々の相談を受けながら進めているところでございます。今3回の方が1回しか使えないといったことにつきましては、要介護になった方が希望してもその方にあったケアプランが1回で十分なんだという判断で皆さんが納得していただければそのように減らすこともありますし、多分3回が1回になったとおっしゃられるのは震災後、ご存じのとおり社協等のデイサービスがなくなった部分で一時的にデイサービスが使えなくなったという事情はございますが、その後においては個別具体的にサービスが使えなくて困るといった質問等、相談等につきましては高齢者福祉にも地域包括にも入っていないということで、もしそういったご事情を議員さんがご存じでありましたらぜひひっついていただければご相談に応じたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） デイサービスでなくヘルパー利用なんですけれども、3回使っていたのがケアマネジャーの変ったことによってそれがヘルパー利用が全体にヘルパー利用が少なくなったということはどうしても自分が今まで使っているとおり使わなければならないからということで自費を3回のうち1回は介護保険で使います。あとの2回はどうしても使わな

ければならない。自費で高いお金を出してそれを利用しているというケースもございますので、その辺をよく把握してだから停滞にならないのかということだったんですけれども、そういうふうな底辺ではそういうふうなことが起きているという現実があります。後でこの件についてはケアマネジャーのほうに報告をしたいと思います。

それからそんなに時間延長といってもそんなに時間……。 （「なければ終わってもいいです」の声あり） やってられないと思うんですけれども。

それでは、先ほどデイサービスの話が出ましたのでデイサービス利用者は何件ぐらいいらっしゃるかお答え願います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 月平均で今80名ぐらいの方が利用されている状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 現在の利用者が160件、その中で町外の人たち、町外に行っている人たちもちろん登米市などは近くの登米広域さんなどはその他いろいろありますからそちらのほうに通っている人たちが25件、それから気仙沼が36件、合わせると町外が64件という数字になりますけれども、結局町内に事業者が少ないので町外の事業者さんが自分がケアプランをつくと自分のほうの結局事業者でデイサービスを使うようになるんです。そうすると介護報酬がそちらに入るわけですね。デイサービスの部分が。町内事業者を使えば町内の介護報酬が入ります。気仙沼の事業者、自分のうちの自分たちがプランを立てれば結局自分のデイサービスを使わせると利用者さんは遠くに行った町外に行ってまた町外に介護報酬を払うようになるということになるんですね。そうした場合、地元の利用者さんが近くで顔の知っている人たちとデイサービスに行ってそして地元で介護報酬がおりるようなそういうふうなプランの立て方が大事ではなかろうかと思っておりますので、先ほどから言っていますけれども、どこに回してもいいんだではなくそれを地域にあったやり方をするのがスペシャリスト、長年培ってきたケアプランのできる人でなかろうかなと思っておりますので、その辺も考慮しながらこれからケアマネジャーを育てていきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 及川議員さん、どの数字をもとにお話をしているのかわかりませんが、私の手元にある数字では町内のデイサービスの利用率、占用率は約67%になっております。気仙沼市が13%、その他20%は登米市が中心ということで、実際の今お住いになられている近くの事業所を利用しているというのが現状でございますので、ちょっと今の数字

につきましては何か勘違いだと思われまますので、こういった状況でございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今私は件数で言いました。課長はパーセントで言いましたね。そのずれはあってもいいです。ただ、デイサービス、町外に行っていないということなんですけれども、現に町外のデイサービスを使っている人たちもおります。そうすると、そちらのほうに介護報酬が入るわけです。それはどう思いますかということです。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 現在、町外にあります施設を利用しながら不足する分を町外を使っているという現状でございますし、そういったことでは仕方がないのかなというふうな感じしております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 仕方がないのかなと言われてましたけれども、ちょっと残念に思いますけれども、利用者さん、当事者になって物事を考えてもらいたいというのが私の本音でございます。

それから慈恵園さんも特養老人ホーム慈恵園さんでお一人新しいケアマネジャーさんができたということなんですけれども、そのほかに先ほどここの施設がふえたというわけではないですね。1人1つ事業者がもう1つ登米広域が撤退した後に新たに参入したというのは慈恵園さんではないですね。その辺。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） お見込みのとおり、慈恵園さんでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 私はもう1カ所事業所さんが町内に事務所は持たないけれども入ってきたような話を聞くんですけれども、それはご存じないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） ケアプランを作成する事業所としてはちょっと私は把握してございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） それでは、ヘルパー事業所が入ったということも確認できていませんか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。



○保健福祉課長（三浦 浩君） その件につきましては、係から1事業者が今回展開を考えたいということで参入の意向があるという話は聞いております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） これからは居宅介護を必要とする高齢者がふえてきて、率が多くなりますので、ヘルパー事業者を積極的に導入させていただきたいことを希望しますが、その点、今後の展開としていかがな考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 町といたしましても、ぜひそういった事業所に多く入っていただきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 一番は私的には一番は予防が一番だと思います。しかし、これから高齢者人口が多くなる一方でそういう居宅介護という昔だと当たり前のことだったんですね。年寄りを家でみるということ。亡くなるまで家でみましよう、親兄弟を家でみるということが当然のことだったんですけれども、いつしか仕事ということが重要視されて施設という方向に転換されたんですけれども、また今見直されて余りにもお金がかかり過ぎるということで昔のようなやり方に居宅という方向に戻してきましたけれども、何事においても家族、家族の大事さ、人の心のよりどころというものが原点になるかと思うんです。そういうことからしても居宅サービスを重要視していかなければならない時代に入るのかなと思いますので、その辺、皆さんの努力を期待したいと思いますけれども、最後にこれについて町長の考えをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 介護保険制度がスタートしたころには喧々諤々、さまざまな議論がございました。ご承知のように、今おっしゃったように家族が最後まで親をみるべきだという議論もあれば、あるいは余りにも負担が多すぎるということでこういった施設サービスに転換をせざるを得ない。そういったふうないろいろな議論があって、ここまで来ました。その中で今ありましたようにもう一度居宅介護のほうに方針を切る、ウエートを移していく等ことも、これもまた一つの時代の趨勢なんだというふうに思います。要は、我々としてやらなければならないのは先ほど大川弥生先生の話が出ましたが、基本的には元気な高齢者をどのように町としてつくっていくかというそういう原点を我々はしっかりと踏まえながらこの問題については取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ありがとうございます。

○議長（星 喜美男君） お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明10日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よつて、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明10日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。本日はこれをもって延会といたします。

午後4時11分 延会